

機械設備工事共通仕様書

令和2年4月

中日本高速道路株式会社

機械設備工事共通仕様書

総目次

第1編	総則	1 - 1
第2編	トンネル非常用設備工事	2 - 1
第3編	トンネル換気設備工事	3 - 1
第4編	ブース空気調和設備工事	4 - 1
第5編	重量計等取締機器設備工事	5 - 1
第6編	共通工事	6 - 1
提出書類の様式		様 - 1

第 1 編 総 則

第 1 章 総 則

第 1 節	目的	1 - 3
第 2 節	用語の定義	1 - 3
第 3 節	日数等の解釈	1 - 5
第 4 節	契約書類の解釈	1 - 5
第 5 節	設計図書の貸与、照査及び保管	1 - 5
第 6 節	監督員及び主任補助監督員等	1 - 6
第 7 節	現場代理人等	1 - 8
第 8 節	提出書類	1 - 1 2
第 9 節	工事用地等の使用	1 - 1 3
第 1 0 節	関係官公署及び関係会社への手続き	1 - 1 3
第 1 1 節	地元関係者との交渉等	1 - 1 3
第 1 2 節	着工日	1 - 1 4
第 1 3 節	作業日	1 - 1 4
第 1 4 節	工事の下請負	1 - 1 4
第 1 5 節	受注者相互の協力	1 - 1 5
第 1 6 節	工事関係者に対する措置	1 - 1 5
第 1 7 節	技術業務及び設計業務	1 - 1 6
第 1 8 節	工程表及び履行報告	1 - 1 8
第 1 9 節	施工計画書	1 - 2 0
第 2 0 節	工事用材料	1 - 2 0
第 2 1 節	支給材料及び貸与品	1 - 2 2
第 2 2 節	工事中の安全の確保	1 - 2 3
第 2 3 節	環境対策	1 - 2 6
第 2 4 節	文化財の保護	1 - 2 8
第 2 5 節	建設副産物	1 - 2 8
第 2 6 節	施工管理	1 - 2 9
第 2 7 節	検査及び立会い	1 - 3 0
第 2 8 節	機能使用、施設使用	1 - 3 1
第 2 9 節	施工	1 - 3 1
第 3 0 節	工事の変更等	1 - 3 2
第 3 1 節	諸経費	1 - 3 3
第 3 2 節	工事の一時中止	1 - 3 6
第 3 3 節	不可抗力による損害	1 - 3 6
第 3 4 節	スライド条項の適用基準	1 - 3 7
第 3 5 節	欠番	欠番

第36節	臨機の措置	1-39
第37節	契約変更	1-39
第38節	工期変更	1-40
第39節	年度出来高予定額	1-40
第40節	工事の出来形部分の確認及び検査	1-41
第41節	しゅん功検査	1-42
第42節	請負代金の支払	1-43
第43節	遅延日数の算定	1-44
第44節	部分使用	1-44
第45節	工事記録等	1-44
第46節	コリンズへの登録	1-47
第47節	保険の付保及び事故の補償	1-48
第48節	特許権等の使用に係わる費用負担	1-49
第49節	特許権等の帰属	1-49
第50節	著作権の譲渡等	1-49
第51節	かし担保	1-50
第52節	発生材の処理	1-50
第53節	工事看板の設置	1-50
第54節	紛争中における発注者、受注者の義務	1-50
第55節	交通安全管理	1-50
第56節	関係法令及び条例の遵守	1-52
第57節	関係図書の準用	1-52
第58節	秘密の保持	1-52
第59節	VE提案に関する事項	1-55
第60節	無償修理保証及び部品供給保証に関する事項	1-57

第1章 総則

第1節 目的

1.1.1 目的

機械設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は中日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する管工事、非常用設備工事、換気設備工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書または工事基本契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、工事実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第2節 用語の定義

1.2.1 用語の定義

契約書類に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）、入札者に対する指示書、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。
- (3) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- (4) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (5) 「施工図等」とは、設計図、施工図、製作図、機器製作仕様書その他これらに類する詳細図等をいう。
- (6) 「監督員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき、発注者が定め受注者に通知した者をいう。
- (7) 「副監督員」、「主任補助監督員」及び「補助監督員」とは、本章1.6.2、1.6.3及び1.6.4の規定に基づき、監督員が定め受注者に通知した者をいう。
- (8) 「しゅん功検査」とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (9) 「一部しゅん功検査」とは、契約書第39条第1項の規定に従い、指定部分の完成を確認するために行う検査をいう。
- (10) 「しゅん功検査員」「一部しゅん功検査員」とは、それぞれ契約書第32条第2項の規定に基づき、「しゅん功検査」又は「一部しゅん功検査」を行うため発注者が定めた者をいう。
- (11) 「出来形部分」とは、契約書類の規定に従い適正に履行された工事の部分をいう。

- (12) 「出来高」とは、契約書第38条第3項の規定に基づき、確認された工事の出来形部分の請負代金額をいう。
- (13) 「数量の検測」とは、工事の出来形部分の測定及び施工内容の確認をいう。
- (14) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- (15) 「確認」とは、契約書類に示された項目について、発注者若しくは監督員と受注者とが臨場もしくは関係資料により、その内容について契約書類との整合またはお互いの認識に齟齬がないかを確かめることをいう。
- (16) 「承諾」とは、契約書類で明示した事項について発注者若しくは監督員と受注者とが書面により同意することをいう。
- (17) 「協議」とは、書面により契約書類の協議事項について、発注者若しくは監督員と受注者とが対等の立場で合意し結論をえることをいう。
- (18) 「提出」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (19) 「提示」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- (20) 「報告」とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。
- (21) 「通知」とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。
- (22) 「連絡」とは、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- (23) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、速やかに、有効な書面を作成するものとする。
- (24) 「変更設計図面」とは、契約変更時の添付図面として、入札に際して発注者が交付した設計図を、監督員が受注者に行った工事の変更指示に基づき修正したものをいう。
- (25) 「同等品以上の品質」とは、品質について、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは、監督員の承諾した品質をいう。
- (26) 「JIS」とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格をいう。
- (27) 「JAS」とは、日本農林規格をいう。
- (28) 「参考」とは、契約書類に含まれない図書で、発注者及び受注者を拘束するものでない。

第3節 日数等の解釈

1.3.1 日数等の解釈

契約書類における期間の定めは契約書第1条第9項の規定によるものとするが、工期及び本章1.43.1に規定する遅延日数の算定以外の日数の算定に当たっては、12月29日から翌年1月3日及び5月3日から5月5日までの期間の日数は算入しないものとする。

第4節 契約書類の解釈

1.4.1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1.4.2 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書又は図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

1.4.3 図面の実測値と表示された数字の不整合

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、受注者はその内容を監督員に提出し、監督員の指示を受けなければならない。なお、監督員は、受注者から提出された内容について必要と認められる場合は、契約書第18条の規定に基づき設計図書の訂正又は変更をしなければならない。

第5節 設計図書の貸与、照査及び保管

1.5.1 設計図書の貸与

監督員は、受注者からの要求があり必要と認めるときは、図面の原図又はCADデータを貸与する。ただし、共通仕様書、各種施工管理要領、工事記録写真等撮影要領(施設編)及び工事記録作成要領等市販・公開されているものにあつては、受注者の負担において備えるものとする。

1.5.2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があつた場合は従わなければならない。

ただし、発注者は設計図書の詳細以外の書面の追加については、契約書第19条によるものとし、監督員の指示によるものとする。

1.5.3 貸与資料の取扱い

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、設計図書を監督員の確認なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

第6節 監督員及び主任補助監督員等

1.6.1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき、監督員に委任した権限は次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 契約書第2条の規定に基づき行う関連工事の調整
- (2) 契約書第15条の規定に基づき行う支給材料及び貸与品の取扱い
- (3) 契約書第16条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分、工事用地等の修復若しくは跡片付け
- (4) 契約書第16条第5項の規定に基づき行う受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定
- (5) 契約書第18条第3項の規定に基づき行う調査結果の通知
- (6) 契約書第18条第4項の規定に基づき行う設計図書の訂正又は変更
- (7) 契約書第19条の規定に基づき行う設計図書の変更
- (8) 契約書第20条の規定に基づき行う工事の全部又は一部の施工の一時中止の指示
- (9) 契約書第23条の規定に基づき行う工期の短縮変更の請求
- (10) 契約書第24条の規定に基づき行う工期の変更日数に関する協議、決定
- (11) 契約書第25条第3項の規定に基づき行う増加費用又は負担額に関する協議のうち次に掲げる事項
 - 1) 契約書第8条の規定に基づき行う費用の負担
 - 2) 契約書第15条第7項の規定に基づき行う費用の負担
 - 3) 契約書第17条第1項の規定に基づき行う費用の負担
 - 4) 契約書第18条第5項の規定に基づき行う費用の負担
 - 5) 契約書第19条の規定に基づき行う費用の負担
 - 6) 契約書第20条第3項の規定に基づき行う費用の負担
 - 7) 契約書第23条第2項の規定に基づき行う費用の負担
 - 8) 契約書第27条第4項の規定に基づき行う費用の負担
 - 9) 契約書第28条の規定に基づき行う費用の負担
 - 10) 契約書第29条の規定に基づき行う費用の負担
 - 11) 契約書第30条第4項の規定に基づき行う費用の負担
 - 12) 契約書第34条第3項の規定に基づき行う費用の負担
- (12) 契約書第26条第3項の規定に基づき行う変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額に関する協議
- (13) 契約書第31条の規定に基づき行う設計図書の変更内容に関する協議、決定
- (14) 契約書第34条第1項の規定に基づき行う部分使用に関する協議、決定

1.6.2 副監督員

監督員は、必要と認めた場合には自己を補佐するとともに技術に関する点検及び指導を行うための副監督員を置くことができる。この場合において監督員は、副監督員の氏名を受注者に通知するものとする。

1.6.3 主任補助監督員

監督員は、自己を補助させるため主任補助監督員を定め、監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において監督員は、主任補助監督員の氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限は次のとおりとする。

(1) 契約書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

条	項目	内 容
第9条 第2項	監督員	二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図書等の承諾 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む)
第13条	工事材料の品質及び検査等	2 工事材料の検査 4 工事材料の現場外への搬出の承諾
第14条	監督員の立会い及び工事記録の整備等	1. 2 設計図書に立会いを指定された調査、見本検査、施工への立会い 3 設計図書に整備を指定された記録の提出先 5 検査に応じない場合の施工通知先
第15条	支給材料及び貸与品	2 支給材料及び貸与品の引渡し検査ならびに適切でない場合の受注者からの通知先 4 引渡し後適切でない場合の受注者からの通知先 5 支給材料若しくは貸与品の品質、数量等変更又は使用の要求 6 支給材料若しくは貸与品の品質、数量、引渡し場所等の変更

(2) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1.10	関係官公署及び関係会社への手続き	・協議に係る指示 ・協議状況の報告先及び指示
1.11.1	地元関係者との交渉	・協議の事前協議先及び指示
1.11.4	交渉文書等の整備	・地元関係者との協議状況の報告先並びに指示
1.13	作業日	・休日等の作業の確認
1.17.1	工事内容の変更等の補助業務	・補助業務に関する指示
1.17.2	特殊な調査及び試験への協力等	・特殊な調査及び試験に関する指示
1.19.1 1.19.3	施工計画書の提出 変更施工計画書	・施工計画書の提出先及び修正の請求 ・変更施工計画書の提出先

1.20.3	機器及び材料の承諾等	・機器及び材料の承諾等 ・J I Sマーク表示許可製品等の使用届の提出先
1.27.1 1.27.2	検査及び立会い願 監督員の検査権等	・工事施工立会（検査）願の提出先 ・工事状況確認のための立入り、立会い、検査 ・製作工場に滞在しての検査、立会い
1.27.4	検査及び立会いの省略	・設計図書に定められた検査及び立会いの省略
1.27.5	検査及び立会いの時間	・検査及び立会いを省略した場合の資料の要求 ・中日本高速道路㈱の勤務時間外の検査・立会いの確認
1.45.1 1.45.2 1.45.4	工事記録等 工事完成写真 出来形調書	・工事記録等に関する指示及び提出先 ・工事完成写真に関する指示及び提出先 ・出来形調書に関する指示及び提出先
1.46.1	コリンズへの登録	・コリンズへの登録の確認及び登録内容確認書の提出先
1.53.1	工事看板の設置	・工事看板の設置の確認

1.6.4 補助監督員

監督員は、自己又は主任補助監督員を補助させるため補助監督員を定め、自己又は主任補助監督員の権限とされる事項のうち監督員が必要と認めた権限を委任することができるものとする。この場合において監督員は、補助監督員の氏名並びに発注者が監督業務の一部を第三者に委託した場合は、その者の所属会社名及び氏名を受注者に通知するものとし、委任した権限は次のとおりとする。

(1) 契約書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

条	項 目	内 容
第9条 第2項	監督員	三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む）
第13条	工事材料の品質及び検査等	2 工事材料の検査
第14条	監督員の立会い及び工事記録の整備等	1.2 設計図書に立会いを指定された調合、見本検査、施工への立会い

(2) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1.27.2	監督員の検査権等	・工事状況確認のための立入り、立会い、検査 ・製作工場に滞在しての検査、立会い

第7節 現場代理人等

1.7.1 現場代理人等の設置

(1) 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者(以下「現場代理人等」という。)は、受注者に所属する者とし、選定したものを原則として契約期間中設置するものとする。受注者は、監督員から監督員の指示した雇用

関係を示す書面の提出を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

- (2) 契約書第10条1項の規定に基づき設置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する工事の場合において、次の各号に掲げる期間については専任を要しないものとする。

- 1) 契約締結後、本章1.12に示す着工日までの期間
- 2) 機器の詳細設計を含む工事において、詳細設計のみが行われる期間
- 3) 機器の工場製作のみが行われる期間。なお、工場製作期間中、同一工場内で他の製作と一元的な管理体制のもので製作を行うことが可能な場合は、その期間についても専任を要しない
- 4) しゅん功届を提出後、本章1.41に示すしゅん功検査が完了した場合において、発注者が受注者にしゅん功認定を通知した以降の期間
- 5) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間
- 6) 設計図書に定められた冬季休止期間等の期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。

なお、前記2)、3)の期間については、監督員と受注者で協議の上、工事打合簿(様式第2号)により定めるものとする。

- (3) 現場代理人は、契約書第10条第2項の規定に基づき工事現場に常駐しなければならない。ただし、継続的な技術研鑽の重要性を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、次に掲げるいずれかの適正な施工ができる体制を確保するとともに、監督員の確認を得た場合はこの限りではない。また、契約書第10条第3項の規定により、監督員との連絡体制に支障をきたさない場合において監督員の確認を得た場合もこの限りではない。なお、監督員の確認を得た場合においても、受注者は契約上のいかなる責任又は義務を免れるものではない。

- ① 契約書第10条第2項に基づく現場代理人の権限を行使する代理の技術者の配置
- ② 工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制
- ③ 工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、必要に応じて現場に戻りうる体制

- (4) 入札前に競争参加資格確認資料又は技術資料(以下「確認資料等」という。)を提出した工事における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の設置については次のとおりとする。

- 1) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち必ず1名以上は、確認資料等の「配置予定の現場代理人又は主任(監理)技術者の工事経験」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中設置しなければならない。
- 2) 主任技術者及び監理技術者は、確認資料等の「配置予定の主任(監理)技術者の資格」を求める様式に記載した者の中から選定し、選定した者を原則として契約期間中設置しなければならない。なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
- 3) 共同企業体(経常建設共同企業体を含む)を構成する場合は、構成員毎に主任技術者

又は監理技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を設置しなければならない。

4) 詳細設計又は機器の製作を含む工事において、詳細設計中又は工場製作中に設置した現場代理人等を詳細設計完了後又は工場製作完了後に変更する場合は、上記1)及び2)の手続きにより選定した者を設置しなければならない。

5) 上記1)及び2)の手続きにより選定した者を途中交代する場合は、その理由及び別に設置する技術者の氏名、実績、資格を付して監督員の承諾を得なければならない。なお、途中交代できる場合は次に掲げる場合とし、②、③の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることとする。

① 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合。

② 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

③ 契約工期が長期に及ぶ場合

また、監督員の承諾を得て別に設置する技術者は、原則として下記の要件を満足する者でなければならない。

1) の場合は配置予定の現場代理人又は主任（監理）技術者に求めた工事経験と同等以上の工事経験を有する者。

2) の場合は配置予定の主任（監理）技術者の資格で求めた資格を有する者。ただし、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。

(5) 確認資料等を提出しない工事における現場代理人等の設置については次のとおりとする。

1) 主任技術者及び監理技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る有資格者を選定し、選定した者を原則として契約期間中設置しなければならない。なお、監理技術者は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。

2) 経常建設共同企業体を構成する場合は、構成員毎に当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者又は当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する主任技術者を必ず1名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち1社は監理技術者を設置しなければならない。

3) 現場代理人等を途中交代する場合は、その理由及び別に設置する技術者の氏

名、資格を付して監督員の承諾を得なければならない。なお、途中交代できる場合は次に掲げる場合とし、②、③の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることとする。

- ① 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合。
- ② 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ③ 契約工期が長期に及ぶ場合

また、監督員の承諾を得て別に設置する技術者は、建設業法の許可業種に係る資格を有する者でなければならない。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。

- 4) 機器の詳細設計又は機器の製作を含む工事において、詳細設計中又は工場製作中に設置した現場代理人等を詳細設計完了後又は工場製作完了後に変更する場合は、3)に準ずるものとする。

- (6) 専任を要する主任技術者、監理技術者、専門技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要する必要はない。ただし、工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことを基本とする。

- (7) 監理技術者等が継続的な技術研鑽の重要性を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、次に掲げるいずれかの適正な施工ができる体制を確保するとともに、監督員の確認を得るものとする。

- ① 必要な資格を有する代理の技術者の配置
- ② 工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制
- ③ 工事の品質確保等に支障のない範囲内において、必要に応じて現場に戻りうる体制

1.7.2 現場代理人の権限

契約書第10条第2項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、次の各号に掲げるものを行い、現場代理人は、これらの権限を行使することができないものとする。

- (1) 契約変更に係るもの

本章1.37.1に規定するもの

- (2) 請負代金の請求及び受領に係るもの

- 1) 契約書第33条第1項及び第39条の規定による請負代金の請求
- 2) 契約書第35条第1項及び第41条の規定による前払金の請求
- 3) 契約書第38条第1項、第5項及び第42条の規定による部分払の請求

- 4) 契約書第38条第2項及び本章1.40.1に規定する出来形部分の確認請求及び結果の受理
- 5) 契約書第40条第1項及び第2項の規定による各年度の出来高計画書の提出
- 6) 契約書第55条第2項の規定による遅延利息の請求
- 7) 契約書第43条第1項の規定による第三者による代理受理の承諾願の提出
- 8) 本章1.42.1の規定による金融機関の口座の指定
- 9) 本章1.40.2の規定による工事出来形部分検査額の提出期限の変更協議
- (3) 契約の解除に係るもの
契約書第53条に規定するもの
- (4) 工事関係者に関する措置請求に係るもの
契約書第12条に規定するもの
- (5) 工事の完成に係るもの
 - 1) 契約書第32条第1項、本章1.41.1及び第39条の規定による通知
 - 2) 契約書第32条第2項及び第39条の規定による検査結果の受理
 - 3) 契約書第32条第4項及び第39条の規定による工事目的物の引渡し申し出
- (6) 権利義務の譲渡等に係るもの
契約書第5条の規定による承諾願の提出
- (7) 紛争の解決に係るもの
契約書第59条及び第60条に規定するもの

第8節 提出書類

1.8.1 監督員を経由しない提出書類

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、次の書類をいう。

- (1) 契約書第4条の規定による保証証券の寄託
- (2) 契約書第12条第4項の規定による監督員に関する措置請求
- (3) 契約書第33条第1項及び第39条の規定による請負代金の支払に係る請求書
- (4) 契約書第35条第1項及び第41条の規定による保証証書の寄託及び前払金の支払に係る請求書
- (5) 契約書第36条及び第41条の規定による変更後の保証証書の寄託
- (6) 契約書第38条第1項、第5項及び第42条の規定による部分払の請求書
- (7) 契約書第43条第1項の規定による第三者による代理受理の承諾願
- (8) 契約書第55条第2項の規定による遅延利息の請求書
- (9) その他入札公告等において指定した書類
- (10) 本章1.47.5に規定する工事費構成内訳書

1.8.2 提出書類の様式

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定

め、提出するものとする。ただし、発注者又は監督員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第9節 工事用地等の使用

1.9.1 工事用地等の使用

受注者は契約書第16条第1項に規定する「工事用地等」を無償で使用するものとする。ただし、工事用地等は、専ら工事の施工目的に使用するものとする。

1.9.2 受注者が確保すべき工事用地等

工事の施工上当然必要とされる用地及び特記仕様書において受注者が確保すると規定した場合の用地については、受注者の責任で確保し、これを安全に保全管理するものとする。この場合において、工事の施工上当然必要とされる用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場等）及び専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。ただし、特記仕様書に使用が可能とされた敷地が定められている場合は、許可を得て特記仕様書記載の目的に使用することができるものとする。

1.9.3 苦情又は紛争の防止

受注者は、前項の土地の使用にあたっては、事故・損傷を防止しなければならない。また、苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

1.9.4 施設管理

受注者は、工事現場における支障となる物件（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約書類における規定の履行を以ってしても不都合が生じる恐れがある場合は、その処置について監督員と協議するものとする。

第10節 関係官公署及び関係会社への手続き

1.10.1 関係官公署及び関係会社への手続き

受注者は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等に関連する関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。また、工事に関連する箇所の施工及び使用に当たっては、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、あるいは許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員の指示を受けなければならない。

受注者は、これらの打合せ、協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第11節 地元関係者との交渉等

1.11.1 地元関係者との交渉

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらに当たっては誠意をもって対応しなければならない。

1.11.2 地元関係者との紛争の防止

受注者は、工事の施工に当たり地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

1.11.3 地元関係者との紛争の解決

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

1.11.4 交渉文書等の整備

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第12節 着工日

1.12.1 着工日

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き契約締結後30日以内に着工しなければならない。この場合において、着工とは、受注者が工事の施工のため現地に事務所等の建設又は測量等を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあっては、その設計を開始することをいう。

第13節 作業日

1.13.1 作業日

受注者は、設計図書に定める場合を除き夜間、土曜、日曜、祝日（国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日をいう）及び12月29日から翌年1月3日までの期間に作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、理由を付した休日作業確認願を監督員に提出し、その確認を得なければならない。監督員は、提出された休日作業確認願の内容を確認後、その結果を書面で通知するものとする。

第14節 工事の下請負

受注者は、下請契約を締結するときは、適正な請負代金での下請け契約の締結に努めなければならない。

1.14.1 下請負の要件

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（1）受注者が工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

（2）下請負人が当社における競争参加資格登録取消又は、当該工事の施工地域が、当社から

競争参加資格登録停止の措置を受けている地域かつ期間中でないこと。

(3) 下請負人は当該下請負工事の施工能力を有すること。

1.14.2 施工体制台帳

(1) 施工体制台帳の提出

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、別に定める国土交通省令に従い、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳を変更したときも同様とする。

(2) 施工体系図の提出

受注者は、前項に示す施工体制台帳を作成した場合は、国土交通省令に従い、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に揚げなければならない。受注者は、作成した施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体系図を修正したときも同様とする。

(3) 名札等の着用

受注者は、施工体系図に記載した受注者の監理技術者、主任技術者及び専門技術者並びに下請負人の主任技術者に、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印が入った名札等を着用させなければならない。

1.14.3 下請負人の技術者の配置

受注者は、専任を要する下請負人の主任技術者、専門技術者を配置する場合は、本章1.7.1(6)、(7)の内容を適用するものとし、本章1.7.1(7)の内容については、下請負人に周知しなければならない。この場合、監督員を受注者又は上位の下請負人と読み替えるものとする。

第15節 受注者相互の協力

1.15.1 受注者相互の協力

受注者は、隣接工事又は関連工事の受注者と十分に調整の上相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第16節 工事関係者に対する措置

1.16.1 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがある場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1.16.2 上記以外の技術者に関する措置要求

発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがある場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第17節 技術業務及び設計業務

1.17.1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

- （１）工事材料に関する調査試験
- （２）測量等現地状況の調査
- （３）設計、図面作成及び数量の算出※
- （４）観測業務
- （５）施工方法の検討
- （６）変更設計図面の作成※
- （７）その他資料の作成及び上記に準ずる作業

※図面の作成にあたり監督員から図面のCADデータを貸与された場合、受注者の判断によりCADによる図面を作成する場合は、CADによる図面作成要領（案）施設編の各規定に基づき作成することを標準とする。なお、CADによる図面作成要領（案）施設編は、(株)高速道路総合技術研究所ホームページ (<http://www.ri-nexco.co.jp>) より無償ダウンロードが可能である。

1.17.2 特殊な調査及び試験への協力等

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う特殊な調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

（１）公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次に掲げる協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

- ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をするものとする。
- ② 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力するものとする。
- ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うものとする。
- ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該

下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が上記と同様の義務を負う旨を定めるものとする。

(2) 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(3) 施工実態調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をするものとする。また、工期経過後においても同様とする。

(4) 受注者の独自の調査・試験等

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を記載した計画書を事前に監督員に提出し、その確認を得るとともに、その成果を発表する場合においても、事前に発注者に調査・試験等の結果及びその発表内容を提出し、確認を得るものとする。

1.17.3 低入札価格調査の対象工事

(1) 受注者は、当該工事が低入札価格調査に係る重点調査価格に満たない価格で入札し、重点調査の対象となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

1) 受注者は、本章1.14.2の規定に基づく資料の提出時及び工事途中において、その内容についてヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。

2) 受注者は本章1.19.1の規定に基づく施工計画書の提出時及び工事途中において、その内容についてヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。

1.17.4 費用負担

発注者は、本章1.17.1、1.17.2のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算又は比較検討等を必要とする高度な設計、電波障害調査等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は受注者の負担とする。

1.17.5 創意工夫の提出

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項(様式第22、23号)について、工事完了までに監督員に提出するものとする。なお前述の項目に関する内容がない場合は、「該当無し」の旨を提出するものとする。

1.17.6 設計業務

(1) 著作権の譲渡等

1) 受注者は、設計業務の成果品が著作権法(昭和45年5月6日法律48号,最終改正平成30年7

月13日法律第72号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)
に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28
条までに規定する権利をいう。)を当該成果品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するも
のとする。

- 2) 発注者は、設計業務の成果品が著作物に該当するとしないうに係らず、当該成果品の内容
を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3) 発注者は、設計業務の成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、
既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4) 受注者は、設計業務の成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の
利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。
又、発注者は、設計業務の成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を
受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5) 受注者は、設計業務の成果品(設計の履行過程において得られた記録を含む。)が著作物
に該当するとしないうに係らず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製
し、又、契約書第1条第4項の規定に係らず当該成果品の内容を公表することができる。
- 6) 発注者は、受注者が設計業務の成果品の作成に当たって開発したプログラム(著作権法
第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著
作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承
諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用す
ることができる。

(2) 設計管理技術者及び照査技術者

受注者は、設計の技術上の管理を行う設計管理技術者及び設計の技術上の照査を行う照査
技術者を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。その者を変
更したときも同様とする。なお、設計管理技術者及び照査技術者の資格は、「施設工事調査
等共通仕様書」1-7 管理技術者及び1-9 照査技術者の規定によるものとする。

ただし、特記仕様書又は監督員が指示した軽微な設計については、この限りでない。

(3) 設計業務に係る受注者の提案

- 1) 受注者は、設計業務に係る設計図書について、技術的又は経済性に優れた代替方
法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、監督員に対して、当該発見又
は発案に基づき設計図書の変更を提案することができる。
- 2) 監督員は、前記に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認
めるときは、設計図書の変更を受注者に通知するものとし、契約金額の変更につ
いて、発注者と受注者とで協議し定めるものとする。

第18節 工程表及び履行報告

1.18.1 工程表の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工程表」は、特記仕様書に定めるものとし、提出にあたっては、工程表提出書（様式第19号）により行うものとする。ただし、複数年度にわたる工事における工程表の提出については、本章1.39.1に規定する工程表及び年度出来高計画書（様式第20号）により行うものとする。

1.18.2 工事工程の管理

- (1) 受注者は、本章1.19.1(2)に規定する計画工程表を作成するにあたって、工程に影響する事項がある場合、その事項（クリティカルパスを含む）及び処理対応者（「発注者」又は「受注者」）並びに処理対応時期を明記するものとする。
- (2) 前項の規定に従い作成した計画工程表を、施工期間にわたり受発注者双方で共有（以下「工事工程の共有に使用する工程表を「工事工程表」という。）するものとする。
- (3) 受注者若しくは発注者は、工事工程表に明記した事項に変更が生じた場合、速やかに記載事項を修正するとともに、適切に受発注者双方で修正した工事工程表を共有するものとする。

1.18.3 履行報告

- (1) 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、様式第20号に定める様式により月ごとの工事結果及び翌月以降の予定を示す工程表及び、本章1.18.2に基づく工事工程表を、毎月末日までに監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、入札手続きに総合評価落札方式が適用された工事にあつては、入札前に提出した競争参加資格確認申請書で提案した施工計画等（以下「技術提案」という）の履行状況について取りまとめ、工事完成前に監督員に提出しなければならない。また、工事途中であっても本章1.26.3品質管理中間検査及び本章1.40.3工事出来形部分の検査において、監督員または検査員が技術提案の履行状況の確認を求めた場合には履行状況を報告しなければならない。ただし、発注者が採用を認めないことを通知した技術提案については報告不要とする。
- (3) 受注者若しくは発注者は、本章1.18.2に規定する工事工程表に明示した事項に変更が生じた場合、速やかに記載事項を修正するとともに、受発注者双方で修正した工事工程表を上記(1)の履行報告の時期に限らず速やかに共有するものとする。

1.18.4 工事の進捗

- (1) 監督員は、受注者の責により工事等の進捗が遅れ、完成期限に間に合わない判断する場合には、その旨受注者に通知するものとする。
- (2) 受注者は、前項の通知を受けたときは、完成期限を厳守するために必要な対策を記載した計画書を監督員に提出し、監督員の確認を得た上で、自らの負担でこれを実施しなければならない。

第19節 施工計画書

1.19.1 施工計画書の提出

受注者は、工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、各工種ごとの細部計画等、工事着手前に提出することが困難なものについては、当該工種に着手する前に別途提出することができるものとする。なお、監督員は、提出された施工計画書に不備もしくは設計図書との不整合等がある場合は、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 施工方法（主要機械、仮設設備計画、工事用地等を含む）
- (6) 施工管理計画
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) 交通管理
- (9) 環境対策
- (10) 現場作業環境の整備
- (11) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理
- (12) 仕様書に定められた事項
- (13) 関係法令等に基づく申請等書類の作成及び法令検査計画
- (14) その他必要書類

1.19.2 施工計画書の承諾

受注者は、仕様書で施工計画の承諾を得るものとされた事項については、当該事項に着手する1箇月前までに監督員に別途提出し、その承諾を得なければならない。

1.19.3 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度速やかに、監督員に変更施工計画書を提出し、必要な事項については承諾を得なければならない。

1.19.4 施工計画書への技術提案の反映

受注者は、入札手続きに総合評価落札方式が適用された工事にあつては入札前に提出した技術提案を全て記載しなければならない。ただし、発注者が採用を認めないことを通知した技術提案については記載不要とする。

第20節 工事用材料

1.20.1 使用材料

工事に使用する材料は、設計図書に規定する場合及び仮設物を除き新品でなければならない。ただし、特記仕様書に再使用などの記述がある場合は、この限りではない。

1.20.2 使用機器及び材料の品質

契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS及びJAS規格が定められている場合にあってはこの規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。

1.20.3 機器及び材料の承諾等

- (1) 受注者は、工事に使用する機器及び材料については、あらかじめ品名、製造元、品質規格及び使用概算数量等を明記する他、受注者において品質を判定した資料を添付し、機器については工事機器承諾願を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。また、材料については工事材料確認願（様式第3号）を監督員に提出し、その確認を得なければならないものとし、監督員は、提出された工事材料確認願の内容を確認後、その結果を書面で通知するものとする。

ただし、別に定めるものを除きJIS及びJASマーク表示の認可を受けた材料及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材については、あらかじめ、品名、製造元、品質規格を確認し、これらの他、使用概算数量等を明記した工事材料使用届（様式第5号）を監督員に提出するものとする。

- (2) 受注者は、(1)のうち施設機材仕様書による機器及び材料の承諾等を得る場合の品質を判定できる資料については、次のとおりとする。

1) 機器承諾時検査で定められた項目については、受注者が立会して確認した資料、工事材料の確認時に第三者機関により品質が証明された資料又は当該工事に係らず機器及び材料製造会社以外の者が立会して確認した資料を添付する。

2) 機器完成時検査で定められた項目については、1.20.9による。

- (3) 受注者は、監督員が必要と認めた主要な機材について、あらかじめ、製作図を提出して、監督員の承諾を得なければならない。

- (4) 機器には、製造元、製造年月、形式、製造番号、性能等を記した銘板を取付けるものとする。

1.20.4 不良品の使用

受注者は、監督員の承諾等を得たものであっても、不良品、破損又は変質したものについては、使用してはならない。

1.20.5 工事用材料及び製品の性能及び品質の確認

監督員は、本章1.20.3の規程により使用材料の確認を行う場合または、工事材料確認願の

提出を受けた後であっても、材料及び製品の性能及び品質を確認するために工場への立入りや試験の立会いを行うよう受注者に求めることができるものとする。

また、工事材料確認願の確認後または工事材料使用届の提出後であっても、監督員が必要と認める場合は、その理由を受注者に通知して、材料及び製品の性能及び品質を確認するために工場への立入りや試験の立会いを行うよう受注者に求めることができるものとする。

1.20.6 工事用材料及び製品の規格

この仕様書に示す材料及び製品の規格は、日本国内の規格によるものとするが、受注者は、監督員が認めた試験機関の証明を得たもの、又は監督員が本仕様書の規格と同等以上と認めたものを使用することができる。

なお、品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。

1.20.7 色等の指示

指定色及び字体等は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

1.20.8 機器及び材料の搬入及び検査

受注者は、機器及び材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、工事材料検査願（様式第4号）を監督員に提出し、検査を受けなければならない。ただし、特記仕様書又は監督員が指示する軽微な材料についてはこの限りではない。

1.20.9 自主検査

（1）自主検査は、機材の製造工場において、現場搬入の前に行うものとし、検査が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。

（2）自主検査は、次の場合について行うものとする。

1）設計図書に定められた場合

2）試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

ただし、製造者の標準品で、実験値などが整備されているものは、性能表又は能力計算書など能力の証明となるものをもって検査に代えることができるものとする。

（3）試験方法はJIS等に定めのある場合は、これによるものとし、定めのない場合は、監督員の指示により行うものとする。

1.20.10 工場立会い検査

工場立会い検査は、仕様書に定める機材のほか監督員が必要と認める機材について行うものとする。

第21節 支給材料及び貸与品

1.2.1.1 支給材料

契約書第15条の規定に基づき、材料を支給する場合及び建設機械器具等を貸与する場合は、支給材料及び貸与品の品名、規格、形状寸法、数量、引渡し時期、引渡し場所を特記仕様書に定めるものとする。なお、契約書第15条第3項に規定する受領書は、様式第24号によるものとする。

1.2.1.2 支給材料の管理

受注者は、発注者から支給材料を受領したときは、適正に保管しなければならない。

1.2.1.3 支給材料の返還

受注者は、材料の支給を受けた工事の完了時において、未使用の支給材料がある場合には、返還書（様式第25号）を作成し、監督員に提出するとともに支給材料を返還しなければならない。

1.2.1.4 支給材料及び貸与品の使用

受注者は、支給材料及び貸与品を工事の目的以外に使用してはならない。

第2.2節 工事中の安全の確保

1.2.2.1 安全対策

- (1) 受注者は、工事関係者だけでなく、付近住民、一般通行人及び一般通行車両等の第三者の安全確保を図らなければならない。
- (2) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡体制を確保し、工事中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受注者は、道路、鉄道、河川、水路、電力施設、通信施設、ガス施設及び水道施設等又は建築物の近傍における工事の施工に当たっては、これらに損害を与えないように十分に注意しなければならない。
- (4) 受注者は、工事現場を明確に区分し、第三者の工事現場への立入りを防止する措置を講じなければならない。
- (5) 受注者は、工事の施工に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、事故等を防止するため、工事着手後、原則として作業員全員の参加により毎月、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択して、安全に関する研修・訓練等を実施しその実施状況を報告するものとする。なお、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、本章1.19.1に規定する施工計画書に記載し監督員に提出しなければならない。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ②当該工事内容、手順等の周知徹底
- ③工事安全に関する法律、通達、指針等の周知徹底

- ④当該工事における災害対策訓練
 - ⑤当該工事現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項
- (6) 前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に要する費用は、諸経費に含まれるものとする。

1.2.2.2 交通安全

- (1) 受注者は、自らが輸送・運行管理に係る責任がある工事用車両の運行に当たっては、事故等を防止しなければならない。
- (2) 受注者は、工事に使用する車両について、監督員の指示に従い一般の車両と区別するための措置を講じておかなければならない。

1.2.2.3 工事の安全

- (1) 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による安全協議会を組織するものとする。
- (2) 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号、最終改正平成30年7月25日法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (3) 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- (4) 受注者は、高所作業、深部の掘削その他特殊な作業については、有資格者又は適切な労働者を使用するものとする。
- (5) 受注者は、足場工の施工に当たり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体又は変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

1.2.2.4 火災の防止

受注者は、工事中の火災予防のため次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 伐開除根、掘削等により発生した立木等を野焼きしてはならない。
- (2) 使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
- (3) ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

1.2.2.5 危険物の取扱い

受注者は、爆発物又は危険物等を備蓄し、使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指示に従い、適切な措置を講じておかなければならない。

1.2.2.6 災害の防止

- (1) 受注者は、工事の施工中における豪雨、豪雪、出水及び強風等に対し、常に災害を最小限に食い止めるための機材等を準備するとともに、防災体制を確立しておかなければならない。
- (2) 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。
- (3) 災害発生時には、第三者及び作業員の安全確保をすべてに優先させるものとする。

1.2.2.7 事故等の報告

- (1) 受注者は、工事の施工中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、工事中事故報告書（様式第18号）を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、工事の施工中に事故等が発生した場合は、事故の態様、程度に応じて原則として再発防止計画書を監督員に提出しなければならない。この場合、受注者は必要に応じ工事施工関係者、関係機関と協議の上、適切な再発防止計画を作成しなければならない。なお、重大な労働災害、その他社会的影響が甚大な事故である場合には、工事再開前までに再発防止計画書を受注者から発注者に説明しなければならない。
- (3) 工事の施工中に事故等が発生した場合は、重大災害の2次災害等、引き続き災害防止のための安全対策の確認及び今後の工事施工上の安全作業の確認のため、工事請負契約書第20条第2項及び第27条に基づき、監督員が必要であると認めるときは工事を中止させることがある。
- (4) 受注者は、重大な労働災害、その他社会的影響が甚大な事故である場合には、監督員から再発防止計画の確認済の連絡があるまで工事に着手することができないものとする。

1.2.2.8 保全安全管理者

- (1) 受注者は、当社が改築、維持、修繕等を行う高速道路及び一般有料道路（以下「高速道路等」という。）の路上で工事を行う必要がある場合は、高速道路等を利用している一般通行車両及び工事関係者の安全の確保がなされるよう、交通規制及び交通規制内工事の安全に係わる計画、安全教育及び現場指導の強化を実施する専任の保全安全管理者を定め設置しなければならない。
- (2) 保全安全管理者は、一定の技術力及び安全に関する知識及び指導力を有する者で、過去5年以内に「保全安全管理講習」を修了した者でなければならない。
- (3) 受注者は、保全安全管理者を定めたときは監督員に通知しなければならない。

- (4) 保全安全管理者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

第23節 環境対策

1.23.1 環境対策の基本姿勢

受注者は、関係法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染及び水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。特に次の各号に示す地域の工事施工には十分な対策を講じなければならない。

- (1) 相当数の住居が集合している区域
- (2) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80m区域
- (3) その他騒音、振動が問題となる区域
- (4) 一般道路への工事用車両の乗り入れ区域
- (5) 河川、溜池、地下水等を用水とする地域

1.23.2 環境問題への対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員から指示があればそれに従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、本章1.11.3及び1.11.4の規定に従い対応しなければならない。

1.23.3 第三者への損害

発注者又は監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において受注者は必要な資料を提出しなければならない。

1.23.4 排出ガス対策型建設機械の使用

- (1) 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号、最終改正平成29年5月31日法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国交省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という）を使用しなければならない。

ない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

- (2) 受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年3月28日付け経済産業省・国土交通省・環境省令第1号、最終改正平成28年11月11日付け経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2項もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改訂平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化設備（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

表1-1 一般工事用建設機械

機 種	備 考
・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転式オールケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1－2 トンネル工事用建設機械

機 種	備 考
・バックホウ・トラクタショベル・大型ブレーカ・コンクリート吹付機・ドリルジャンボ・ダンプトラック・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

1.2.3.5 低騒音型・低振動型建設機械の使用

受注者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年7月31日付け建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって監督員と協議することができるものとする。

第2.4節 文化財の保護

1.2.4.1 文化財の保護

受注者は、工事施工に当たって文化財保護法にいう文化財（以下「文化財」という）の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し監督員に報告し、その指示に従わなければならない。

1.2.4.2 埋蔵物の発見

受注者が工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

第2.5節 建設副産物

1.2.5.1 産業廃棄物

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事の施工にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理するとともに監督員が求めた場合は提示しなければならない。なお、産業廃棄物の処分については、種類、発生量、分別・保管・運搬・処分の方法、処理業者への委託内容等について本章1.1.9.1に規定する施工計画書に記載しなければならない。

1.25.2 再生資源及び建設副産物

受注者は、特記仕様書に示す再生資材の使用及び建設副産物の活用等を行う他、関連法令を遵守して建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

- (1) 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号、最終改正平成26年6月13日法律第69号）に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（以下、「再生資源利用計画書等」という。）等を作成し、本章1.19.1に規定する施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、建設副産物責任者について、受注者に所属するものの中から選定し、本章1.19.1に規定する施工計画書に記載しなければならない。なお、再生資源利用計画書等の様式は、国土交通省のリサイクルホームページの再生資源利用[促進]計画書（実施書）の様式または、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）によるものとする。
- (2) 受注者は、再生資源利用計画書等を作成した場合には、工事完成後速やかに実施状況を記録し監督員に提出するとともに、工事完成後1年間保存しなければならない。なお、実施記録の様式は、国土交通省のリサイクルホームページの再生資源利用[促進]計画書（実施書）の様式または、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）によるものとする。
- (3) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号、最終改正平成26年6月4日法律第55号）第12条に基づき、発注者に書面を交付して説明すべき事項について、本章1.19の規程に定める施工計画書に記載しなければならない。
- (4) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、監督員に書面（様式27号）で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第26節 施工管理

1.26.1 施工管理体制の確立

受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に従い施工し、品質及び出来形が契約書類に示された基準等に適合するよう、自らの責任において、設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。

1.26.2 品質管理巡回指導

発注者は、必要に応じて、品質管理状況の点検及び指導を行うため、巡回指導員を派遣することができるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。この場合において、監督員は、実施日及び巡回指導員名等を受注者に通知するものとする。

1.26.3 品質管理中間検査

発注者は、必要に応じて、工事の途中段階において、工事管理状況、工事目的物の品質、出来形及び出来栄をを対象としての検査（以下「品質管理中間検査」という。）を実施できるものとし、監督員は検査に先立って受注者に対して品質管理中間検査を実施する旨及び検査日並びに検査員名を通知するものとする。ただし、受注者の品質管理に疑義が生じた場合には、通知を行わずに検査を実施することができるものとする。

この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。なお、これらに要する費用は受注者の負担とする。

第27節 検査及び立会い

1.27.1 検査及び立会い願

受注者は、契約書第13条及び第14条に規定に基づき定められた仕様書に従って、工事の施工について監督員の立会い又は検査を請求する場合は、工事施工立会い（検査）願（様式第6号）を監督員に提出しなければならない。なお、遠距離の工場での立会い又は検査など往復に相当な日時を要する場合には、事前に監督員と日程を調整の上、工事立会い（検査）願を提出しなければならない。

1.27.2 監督員の検査権等

監督員は、工事が契約書類どおり行われているかどうかの確認をするために、いつでも工事現場又は製作工場に立ち入り、立会い又は検査し得るものとし、受注者はこれに協力しなければならない。なお、監督員が必要と認めた場合には、監督員が製作工場に滞在し、一部又は全部の工程について立会い又は検査を行うことができるものとする。

1.27.3 検査に必要な費用

契約書第13条第2項及び第14条第6項に規定する「直接要する費用」とは、検査又は立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備のために必要な費用をいう。なお、監督員が製作工場に滞在して立会い又は検査を行う場合、受注者は監督業務に必要な机、椅子、ロッカー、電話等の備わった専用の執務室を無償で提供するとともに、光熱水費を負担しなければならない。

1.27.4 検査及び立会いの省略

監督員は、設計図書に定められた検査及び立会いを省略することができる。この場合において、受注者は自己の負担で、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員の要求があった場合にはこれを提出しなければならない。

1.27.5 検査及び立会いの時間

検査及び立会いの時間は、当社の勤務時間内とする。ただし、検査及び立会いを必要とするやむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りでない。

1.27.6 受注者の責任

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、又は検査に合格した場合にあっても、契約書第17条、第32条及び第38条に規定する義務を免れないものとする。

第28節 機能使用、施設使用

1.28.1 機能使用

機能使用とは、交通規制のもとで施工された工事目的物の一部又は全部が、規制解除により契約書第32条による引渡しされる前に一般の交通の用に供される状態をいう。機能使用は、工事目的物の一部又は全部が所期の機能を発揮する状態に達したと監督員が認め機能使用を指示した場合に行うものとする。

機能使用により受注者に損害を及ぼした時は、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責に帰する欠陥等があった場合は、受注者の負担でこれを修補しなければならない。

1.28.2 施設使用

施設使用とは、建築物等の工事目的物が関連する機械設備工事もしくは電気通信工事の機器搬入等に伴い、契約書第32条による引渡しされる前に、その全部又は一部が使用される状態をいう。施設使用は機械設備工事もしくは電気通信工事の受注者が建築物等の工事目的物を必要とし、その一部又は全部が所期の機能を発揮する状態に達したと監督員が認め、施設使用を指示した場合に行うものとする。

施設使用により受注者に損害を及ぼした時は、発注者が損害を賠償するものとする。ただし、受注者の責に帰する欠陥等があった場合は、受注者の負担でこれを修補しなければならない。

第29節 施工

1.29.1 施工

- (1) 設計図書に示された設備が、その機能を完全に発揮するよう確実に施工しなければならない。
- (2) 施工は、設計図書及び監督員に提出した実施工程表、施工計画書等により行う。

1.29.2 施工図等

- (1) 受注者は、現地の状況に応じた工事が施工がされるように作成された施工図等を監督員に提出し、監督員の承諾を受けたうえで施工しなければならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、変更施工図等を作成し、監督員の承諾

を得るものとする。

1.29.3 施工の立会い

監督員の立会いは、下記の場合に行うものとする。

- (1) 設計図書に定められた場合
- (2) 主要機器が設置された場合
- (3) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合
- (4) 総合試験運転を行う場合
- (5) 監督員が特に指示する場合

1.29.4 施工の検査

(1) 監督員の検査は、下記の場合に行うものとする。

- 1) 設計図書に定められた場合
- 2) 監督員の指定した工程に達した場合

(2) 監督員の検査に合格した工法と同じ工法により施工した部分についての以後の検査は、抽出検査とする。ただし、監督員が特に指示したものはこの限りでない。

1.29.5 施工検査に伴う試験

(1) 試験は下記の場合により行うものとする。

- 1) 設計図書に定められた場合
- 2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合

(2) 試験が完了したときは、その成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。

第30節 工事の変更等

1.30.1 工事の変更指示等

監督員が、契約書第18条及び第19条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正（以下「工事の変更」という。）の指示を行う場合は、工事変更指示書（様式第1号）によるものとする。なお、現地取り合わせによる軽微なもの等については、工事打合簿（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。

監督員は、口頭による指示等を行った場合には、速やかに文書により口頭による指示等の内容を受注者に通知するものとする。

受注者は、監督員からの文書による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた7日以内に書面で監督員にその指示等の内容の確認を求めることができるものとする。

1.30.2 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時間等を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

1.30.3 変更工事の施工

受注者は、工事の変更指示が行われた場合には、その指示に従って工事を施工しなければならない。

第31節 諸経費

1.31.1 諸経費

諸経費とは、工事目的物を施工するために直接必要な費用以外で、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。なお、諸経費に含まれる内容は次のとおりとする。

【諸 経 費】

項目名称	内 容
共通仮設費	工事目的物を施工するために間接的に必要となる各工事共通の運搬、準備、安全、技術管理、営繕に要する費用をいう。なお、内容については、下記によるものとする。 【運搬費】 ・質量20t未満の建設機械及び器材等（型枠材、支保材、足場材、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬をいう。 ・建設機械の自走による運搬をいう。 ・建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）をいう。 ・質量20t以上の建設機械の現場内小運搬をいう。 ・トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20t～50t吊）：ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20t～70t吊）の輸送をいう。 【準備費】 ・着手時の準備費用をいう。 ・施工期間中における準備、跡片付けをいう。 ・完成時の跡片付けをいう。 ・工事着手前の基準測量等をいう。 ・縦、横断面図の照査等をいう。 ・用地幅杭等の仮移設等をいう。 ・丁張の設置等をいう。 ・準備作業に伴う、伐開、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等をいう。 【安全費】

	・工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等をいう。 ・不稼働日の保安要員等をいう。 ・標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料をいう。 ・夜間作業を行う場合における照明をいう。 ・長大トンネルにおける防火安全対策をいう。 ・酸素欠乏症の予防をいう。 ・粉じん作業の予防をいう。 ・安全用品等をいう。 ・安全委員会等をいう。 【技術管理費】 ・品質管理基準に含まれる試験をいう。 ・出来形管理のための測量、図面作成、写真管理をいう。 ・施工計画書の作成をいう。 ・設計変更、工法変更及び数量算出等の補助業務をいう。 ・部分払に必要な出来高の検測に必要な測量並びに数量算出作業をいう。 ・工程管理のための資料の作成等をいう。 ・工事設計変更図面及び工事記録調書の作成をいう。 ・建設材料の品質記録保存をいう。 ・コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験をいう。 ・塗装膜厚施工管理をいう。 ・施工管理で使用するOA機器の費用をいう。 【営繕費】 ・現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去・維持・修繕）・土地・建物の借上をいう。 ・労務者宿舎の営繕（設置・撤去・維持・修繕）・土地・建物の借上をいう。 ・倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去・維持・修繕）・土地・建物の借上をいう。 ・労働者の輸送をいう。
現場管理費	現場を管理していくための費用をいう。なお、内容については、下記によるものとする。 ・労務管理をいう。 ・安全訓練等をいう。 ・租税公課をいう。 ・保険料をいう。

	・従業員給料手当をいう。 ・退職金をいう。 ・法定福利をいう。 ・福利厚生をいう。 ・事務用品をいう。 ・通信交通をいう。 ・交際費をいう。 ・補償費をいう。 ・外注経費をいう。 ・工事登録をいう。
一般管理費等	【一般管理費】 工事施工にあたる企業の経営管理活動に必要な本店及び支店における経費の費用をいう。なお、内容については、下記によるものとする。 ・役員報酬をいう。 ・従業員給料手当をいう。 ・退職金をいう。 ・法定福利をいう。 ・福利厚生をいう。 ・修繕維持をいう。 ・事務用品をいう。 ・通信交通をいう。 ・動力、用水光熱をいう。 ・調査研究をいう。 ・広告宣伝をいう。 ・交際費をいう。 ・寄付金をいう。 ・地代、家賃をいう。 ・減価償却をいう。 ・試験研究費償却をいう。 ・開発費償却をいう。 ・租税公課をいう。 ・保険料をいう。 ・契約保証をいう。 【附加利益】 工事施工にあたる企業の経営を断続して運営するために必要な費用をいう。

第32節 工事の一時中止

1.32.1 一時中止の要件

(1) 契約書第20条1項に規定する「工事用地等の確保ができない等」とは、次の各号に該当する場合などをいう。

- ①埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見された場合
- ②関連する他の工事の進捗が遅れた場合
- ③工事着手後、環境問題等が発生した場合

(2) 契約書第20条第2項及び第27条に規定する「監督員が必要があると認めるとき」とは、次に示す場合などをいう。

- ①工事の施工中に事故などが発生し、重大災害の2次災害等、引き続き災害防止のための安全対策の確認及び今後の工事施工上の安全作業の確認が必要な場合

1.32.2 工事の一時中止における措置

契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、監督員が工事の全部又は一部の施工の一時中止を書面により通知した場合において、工事現場の保全を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従うとともに、保全・安全に関する基本計画書を、監督員に提出するものとする。なお、工事の一時中止部分について、工事の再開が可能となった場合、監督員は受注者へ中止の解除を書面により通知するものとする。受注者は、一時中止の解除について、監督員の指示書により、同意書（様式10-1号）を監督員に提出するものとする。

1.32.3 工事の一時中止に伴う増加費用の協議

- (1) 受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の請求書を監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 増加費用の額について監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第10-1号）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。
- (4) 受注者は、工事の施工中に事故等が発生し、重大災害の2次災害等、引き続き災害防止のための安全対策の確認及び今後の工事施工上の安全作業の確認のために生じた工事の一時中止に伴う増加費用については、原則請求できないものとする。

第33節 不可抗力による損害

1.33.1 災害通知書の提出

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けられる場合には、遅滞なく工事災害通知書（様式第8号）により発注者に

通知するものとする。なお、工事災害通知書を通知した場合は、その工事災害に関する報告書等を本章 1.45.1 に規定する「工事完成図書」を作成し、監督員に提出するものとする。

1.33.2 採択基準

契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、工事現場又は監督員が認めた観測地点において、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- 1) 連続雨量（途中 24 時間以上中断することなく降った合計雨量をいう。）が 150mm 以上
- 2) 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上
- 3) 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 30mm 以上

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの。）が 15m/秒以上あった場合

(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(4) その他設計図書で定めた基準

1.33.3 損害範囲の認定

契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章 1.22.6 に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

1.33.4 損害額の協議

契約書第 30 条の規定に基づき、発注者が負担する額の契約書第 25 条第 3 項による協議は、監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第 10-1 号）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

第 3 4 節 スライド条項の適用基準

1.34.1 適用の原則

契約書第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「スライド条項」という。）に基づく請負代金額の変更（以下「スライド」という。）の適用基準は、次の各項によるものとする。

1.34.2 賃金又は物価の変動

スライド条項に規定する「賃金水準又は物価水準の変動」とは、それぞれ当該工事場所における建設労働者の賃金水準、建設資材の価格、建設機械等の維持修理費、管理費、賃貸料及び運送

料等に関する価格水準の変動をいう。

1.3.4.3 請求の方法

- (1) スライドの請求は、スライドの請求を行う発注者又は受注者が賃金又は物価の変動状況、当該工事の残工事量等を勘案して、適当と判断した日に行うことができる。ただし、残工期が2箇月未満の場合は、スライドの請求は行えないものとする。
- (2) スライドの請求は、スライド請求書（様式第9号）を相手方に提出することにより行う。

1.3.4.4 適用の基準日

スライド条項第3項に規定する「基準日」とは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) スライドの請求のあった日が1日から25日までの間である場合においては、当該請求のあった日の属する月の翌月の1日
- (2) スライドの請求のあった日が26日から月末までの間である場合においては、当該請求のあった日の属する月の翌々月の1日

1.3.4.5 残工事量の算定

変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額の算定の基礎となる残工事量の算定は、基準日の前月末までに完成された工事の検査を行い、工事の出来形部分の算定をすることにより行うものとし、監督員と受注者との間で確認するものとする。

ただし、基準日の前月末に部分払のための工事の出来形部分の検査を行うこととしている工事の残工事量の算定は、当該検査と合わせて行うものとする。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めないものとする。

1.3.4.6 スライド額の協議

- (1) 受注者から請求又は発注者及び受注者双方からの請求の場合においては、受注者は、監督員から通知のあったスライド額見積方通知書に基づき算定したスライドの請求額を記したスライド額協議書（様式第10号、当該請求額の算出基礎を添付したもの）を監督員に提出するものとする。
- (2) 発注者からの請求の場合においては、発注者が算定したスライドの請求額を記したスライド額協議書をもって受注者と協議するものとする。
- (3) 上記（1）、（2）のスライド額は諸経費を含むものとする。
- (4) 契約書第26条第8項に規定する協議開始の日は、精算数量が確定した時点とする。
- (5) スライド額について、監督員からの協議書により受注者は同意書（様式第10-1号）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

1.34.7 単品スライド条項の適用基準

契約書第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、この条項を発動すべき事態が発生し、他機関発注の公共工事にも広く適用される等、客観的に適用の必要が認められる場合に、適用できるものとする。

1.34.8 インフレスライド条項の適用基準

契約書第26条第6項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）については、この条項を発動すべき事態が発生し、他機関発注の公共工事にも広く適用される等、客観的に適用の必要が認められる場合に、適用できるものとする。

第36節 臨機の措置

1.36.1 措置の請求

監督員は、契約書第27条第3項の規定により、暴風、豪雨、高潮、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下、「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することが出来る。

1.36.2 緊急工事

上記の場合において、受注者が直ちに当該措置に基づく作業をなし得ないか、又はこれを行う意志がない場合には、発注者は、他の者に作業させ、この者に当該作業にかかる費用を支払うことができるものとする。当該作業の結果生じた費用及び当該作業に付随する費用の負担方法は、監督員と受注者が協議し定めるものとする。

第37節 契約変更

1.37.1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 本章1.30.1の規定に基づく変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
- (3) 工事完成に伴い精算を行う場合又は契約書第39条に規定する部分引渡しを行う場合
- (4) 工期の変更を行う場合
- (5) 工事施工上必要があると認める場合

1.37.2 変更契約書の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印の上発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 本章1.30.1の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項

- (2) スライド額、工事の一時中止に伴う増加費用及び工期の変更日数等決定済みの事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項
- ただし、工期の変更等が生じた場合の変更契約書は、当該事項のみの変更とすることができ
るものとする。

第38節 工期変更

1.38.1 事前協議

事前協議とは、契約書第18条第5項及び第19条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

1.38.2 事前協議の手続き

監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には、7日以内に異議を申し立てることができる。

1.38.3 工期変更協議の手続き

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第20条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第24条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更協議書（様式第11号）を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員からの協議書により同意書（様式第10-1号）を監督員に提出するものとする。

なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。また、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には監督員が定め受注者に通知する。

監督員は、工期変更協議において契約書第21条の規定に基づき、適正な工期となるよう考慮しなければならない。

1.38.4 受注者からの工期延長の請求

受注者は、契約書第22条の規定に基づき、工期の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ速やかに工期延長請求書（様式第12号）を監督員に提出するものとする。

第39節 年度出来高予定額

1.39.1 年度出来高予定額

契約書第40条第1項に基づく「各会計年度の出来高予定額」の提出にあたっては、様式第13号により行うものとする。なお、各会計年度の出来高予定額は、本章1.40.1に規定す

る各年度における最終の出来形検査願提出時期ごとの年度出来高予定額とする。

1.39.2 年度出来高予定額の修正

受注者は、契約書第40条第3項に基づく「次年度以降の出来高予定額」の提出にあたっては、様式第14号により行うものとする。

1.39.3 年度出来高予定額の変更

受注者は、年度の途中において工事請負契約の変更が行われた場合、契約書第40条第1項又は第2項に規定する出来高予定額の変更を、契約書第3条に規定する工程表と併せて発注者に提出しなければならない。

第40節 工事の出来形部分の確認及び検査

1.40.1 工事の出来形部分の確認

受注者は、契約書第38条第2項の規定により部分払の請求に係る工事の出来形部分の確認を求める場合には、発注者に対し、工事出来形部分検査願（様式第15号）を、請求月の前月の25日までに提出しなければならない。

発注者は、受注者から提出された工事出来形部分検査願に基づき、完成された工事または製造工場にある工場製品の検査を行い、工事の出来形部分を確認し、その結果を工事出来形部分認定書により受注者に通知するものとする。

受注者は、発注者の確認を受けた工事の出来形部分であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

1.40.2 工事の出来形部分検査願の提出期限の変更

発注者は、特に必要があると認める場合は、受注者とあらかじめ協議の上、前項の規定に係らず、工事出来形部分検査願を提出する期限を変更できるものとする。

1.40.3 工事の出来形部分の検査

工事の出来形部分の検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、自らの負担で工事の出来形部分の検査に必要な測量及び出来高算出作業を行い、その成果を整理し監督員に提出しなければならない。
- (2) 監督員は、受注者から提出された成果を審査し、必要に応じて受注者の立会いの上、現場検査または工場検査を行うものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な人員、機材等を提供するものとする。
- (3) 受注者は、監督員の確認を得て出来高を実際の工事の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出することができる。
- (4) 内訳書項目の金額に含まれる主たる作業が完了している場合には、その内訳に含まれるすべての作業が完了していなくても、監督員が認めた割合により、工事の出来形部分を

算定することができるものとする。

- (5) 工事の出来形部分が完成後、受注者はあらかじめ出来形調書、工場製品にあつては試験成績表を作成し、出来形部分検査時に監督員の確認を得なければならない。

ただし、継続して施工しているもので、出来形部分を概算数量で算出しているものはこの限りではない。

第41節 しゅん功検査

1.41.1 工事のしゅん功届

受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事のしゅん功届（様式第16号）を発注者に提出しなければならない。

1.41.2 工事しゅん功届提出の要件

受注者は、工事しゅん功届を発注者に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示すすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形調書、変更設計図面及び工事記録情報等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更手続きがすべて完了していること。

ただし、契約書第25条に基づく請負代金額の変更、増加費用、損害額及び契約書第26条に基づく変動前残工事代金額、変更後工事代金額、請負代金額の変更額について協議中のため、この変更契約を締結できない場合で契約工期に達した場合は、その部分を除く最終変更契約書が準備されていること。

1.41.3 検査日及びしゅん功検査員名の通知

監督員は、本章1.41.1に示す工事のしゅん功届けが提出された後、しゅん功検査に先立って受注者に対して、検査日及びしゅん功検査員名を通知するものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1.41.4 しゅん功検査の内容

しゅん功検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形検査
工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。
- (2) 工事管理状況の検査
工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

(3) 関係法令等に基づく申請書類と現地との整合検査を行う。

1.41.5 軽微な修補の取扱い

(1) 修補の指示

しゅん功検査員は、修補の必要があると認めた場合においても、その修補が軽微であると判断した場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りでない。

(2) 修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。監督員は、検査員の指示どおり修補が完了したと認めた場合には、受注者に対して完了確認の通知書を交付するものとする。

(3) 修補が完了しない場合

検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、軽微な修補としての取扱いをやめ、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を通知するものとする。

(4) 検査完了期間の取扱い

前記(2)により修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、前記(3)により取扱いをやめた場合は、その指示の日から期限の日までの期間を、それぞれ契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

(5) 検査結果の通知

監督員が、この軽微な修補の取扱いに基づき、検査員の指示した修補の完了を認め、受注者に完了確認の通知書を交付した場合においても、契約書第32条第2項の規定に基づいて発注者が行う検査結果の通知において、不合格とすることを妨げるものではない。

1.41.6 一部しゅん功検査

契約書第39条に規定する「指定部分」が完了した場合には、前項までの各項を準用して、一部しゅん功検査を行うものとする。この場合において、「工事」とあるのは「指定部分にかかる工事」、「最終契約変更」とあるのは「部分引き渡しに伴う契約変更」、「しゅん功検査」とあるのは「一部しゅん功検査」、「しゅん功検査員」とあるのは「一部しゅん功検査員」とそれぞれ読み替えるものとする。

1.41.7 受渡書の提出

受注者は、しゅん功検査に合格し、しゅん功認定の通知を受けた時は、契約書第32条第4項の規定に基づき、受渡書（様式第28号）を発注者に提出しなければならない。なお、受渡書の提出にあたっては本章1.46.1に示す工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の「登録内容確認書」の写しを添付するものとする。

第42節 請負代金の支払

1.42.1 請負代金の支払

発注者が、請負代金を受注者の指定する金融機関（日本国内の本支店）の口座に振り込む手続きを完了したときをもって、請負代金の支払が完了したものとする。

第43節 遅延日数の算定

1.43.1 遅延日数の算定

契約書第54条第5項及び第55条第2項に規定する「遅延日数」は、次式により算定するものとし、本章1.3に規定する工期以外の日数の算定における取扱いについては適用しないものとする。

遅延日数＝（しゅん功届受領日－契約工期日）＋（補修の完了届受領日－不合格の通知日）

なお、不合格の通知日及び修補の完了届受領日は、それぞれ契約書第32条第2項及び第6項に規定するものをいい、本章1.41.5に規定するものは含めないものとする。

第44節 部分使用

1.44.1 適用範囲

監督員は、次の各号に掲げる場合において契約書第34条の規定に基づき、受注者に対し部分使用を請求することができるものとし、受注者は正当な理由が有る場合を除き承諾するものとする。

- （1）別途工事の用に供する必要がある場合
- （2）一般の用に供する必要がある工事目的物
- （3）その他特に必要と認められる場合

1.44.2 部分使用検査

監督員は、前項の規定に基づき部分使用の必要が生じたときには、受注者の立会いの上、当該工事目的物の出来形の検査を行うものとする。この場合において受注者は、当該工事目的物の出来形検査調書を作成し、監督員に提出するとともに、その他検査に必要な資料、写真等を準備し、又必要な人員、機材等を提供するものとする。

1.44.3 部分使用の協議

受注者は、部分使用の協議に同意した場合は、部分使用同意書（様式第17号）を監督員に提出するものとする。

第45節 工事記録等

1.45.1 工事記録等

受注者は、「工事記録写真等撮影要領（施設編）」及び監督員の指示に従って、工事の段階ごとに、その着手から完成までの施工状況が識別できる写真を整理し、監督員に提出しなければならない。

1.45.2 工事完成写真

受注者は、「工事記録写真等撮影要領（施設編）」及び監督員の指示に従って、工事の完成に際し、完成した工事目的物を撮影し、監督員に提出しなければならない。

1.45.3 出来形調書

受注者は、監督員の指示に従って、出来形測量を行い、出来形調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.45.4 工事完成図書

受注者は、工事が完成したときは、次の工事完成図書を作成し、監督員に提出するものとする。
なお、提出は製本及び電子媒体とし、電子媒体については「施設工事完成図書の電子納品要領(案)」、「施設設備・建物集計データ作成要領（案）」により作成し、提出部数、製本等については特記仕様書によるものとする。

（１）工事しゅん功図

工事しゅん功図は、設計原図を基に、すべての設計変更及び現場変更を明確に記載し、作成するものとする。

（２）取扱説明書集

取扱説明書集は、次の書類をとりまとめたものとする。

- １）各設備機器の取扱説明書及び保証書
- ２）各設備機器の点検、整備方法書
- ３）各設備機器詳細図
- ４）結線図、展開接続図等
- ５）使用設備機器一覧表（品名、製造元、形式、容量又は出力、数量等）
- ６）試験成績書（工場試験、現地試験）
- ７）予備品、保守用品一覧表
- ８）その他監督員の指示したもの

（３）施工図集

施工図集は、監督員の承諾を得た施工図をとりまとめて作成するものとする。

（４）施設設備集計データ

施設設備集計データは、監督員の指定した様式により各機器に対して作成するものとする。

（５）保存資料

表 1. 45. 1、表 1. 45. 2 の技術関係資料をPDF化して完成図書に追加する。

表 1. 45. 1 PDFデータを作成する書類一覧表

フェーズ*	種別	受注者作成書類名	発注者作成書類名	補足説明
-------	----	----------	----------	------

施工前	施工体制台帳	施工体制台帳、体系図		
	施工計画	施工計画書		
		(仕様書で定めた)		
		工種別施工計画書		
	工所用材料	工事材料確認願		
		工事材料使用届		
		機器製作承諾願	機器製作承諾書	
施工中	支給材料及び貸与品	受領書		
	VE 提案に関する事項	VE 提案書		
	施工・品質管理に関する書類	---		表 1. 4 5. 2 による
	検査及び立会い	工事立会い (検査) 願		
	施工計画	変更施工計画書		
	工所用材料	工事材料検査願		
		工場立会検査願		
	工事の変更等	---	工事変更指示書	
		工事打合簿	工事打合簿	
	不可抗力による損害	災害等報告書	損害確認結果の追加	
	部分使用	部分使用出来型検査調書		
		部分使用同意書		
	創意工夫	創意工夫等に関する実施状況		
施工後	工事しゅん功	工事記録写真		
		工事完成写真		
		完成図書		
		しゅん功図・施工図		
		出来型調書		
	再生資源及び建設副産物	再生資源利用状況報告		
		再生資源利用促進状況報告		
	かしに関する事項	調査結果報告書		
		補修計画書		
	軽微な修補	修補計画書	修補指示書	

表 1. 4 5. 2 施工・品質管理に関する資料

(1) 基礎計算書	(14) 工場試験方案書確認願
(2) 支柱強度計算書	(15) 試験結果報告書

(3) 耐震設計計算書（盤、機器、アンカー等）	(16) 構造計算書
(4) フレッシュコンクリート試験結果報告	(17) 強度計算書
(5) コンクリート強度試験報告	(18) 設計協議記録簿
(6) ボルトトルク管理報告	(19) 協議書
(7) あと施工アンカー性能確認試験 試験成績書	(20) 協議回答書
(8) あと施工アンカー引き抜き耐力確認 試験結果報告	(21) 官公署申請書類・届出書
(9) 単独試運転調整、総合試運転調整記録結果報告	(22) 光ケーブル等損傷事故防止協議
(10) 配管水圧試験結果報告	(23) 品質に係る書類
(11) 換気機据付計画書	(24) 基準管理試験報告書
(12) ジェットファンアンカー静荷重試験結果報告	(25) 落下防止装置の設置記録
(13) 送風フリー、排気スロット開度調整測定データ	- -

1.45.5 費用の負担

前記1.45.1、2、3、4に要する費用は諸経費に含まれるものとする。

第46節 コリンズへの登録

1.46.1 コリンズへの登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、コリンズに基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員に電子メール送信し、監督員の確認を受けた上、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日及び本章1－3に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、契約締結の翌日から15日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内
- (3) 完成時は、しゅん功届提出日の翌日から15日以内

登録内容の変更時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、工事の完成後において登録内容に訂正

または削除が必要な場合についても同様にコリンズから監督員に電子メールを送信し監督員の確認を受けた上、適宜登録機関に登録申請しなければならない。ただし、変更時と完成時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

なお、コリンズ登録に要する費用は受注者の負担とする。

第47節 保険の付保及び事故の補償

1.47.1 保険の付保

契約書第57条に規定する火災保険、建設工事保険その他の保険の付保は任意とする。

1.47.2 法定保険の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法の規定により、使用人等の雇用形態に応じ、使用人等を被保険者とするこれらの保険に加入し又は、加入させなければならない。

1.47.3 業務上の事故補償

受注者は、使用人等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

1.47.4 建設業退職金共済制度への加入

(1) 受注者は、自らの負担で建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出しなければならない。ただし、期限内に収納書を提出できない特別な事情がある場合においては、あらかじめ、その理由及び証紙購入予定時期を書面により申し出るものとする。

(2) 受注者は、上記(1)ただし書きの申し出を行った場合又は、請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入した場合は、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出しなければならない。

なお、共済証紙を購入しなかった場合は、その理由を書面により発注者に提出しなければならない。

1.47.5 工事費構成内訳書の提出

(1) 受注者は、当初契約締結後14日以内に設計図書に基づき工事費構成内訳書(様式第31、32号)を作成し、発注者に提出しなければならない。

(2) 工事費構成内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(3) 工事費構成内訳書に記載した内容の履行については、受注者に義務付けるものではない。

(4) 契約変更時においては、工事費構成内訳書の提出は不要とする。

第48節 特許権等の使用に係わる費用負担

1.48.1 特許権等の使用に係わる費用負担

- (1) 受注者は、契約書第8条の規定に基づき、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等の使用に関して費用の負担を発注者に求める場合には、第三者との補償条件の交渉を行う前に発注者と協議しなければならない。
- (2) 契約書第8条において、販売価格、損料及び使用料等に特許権等に係わる費用を含んで流通している材料、機械等については、発注者が設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知らなかったとしても、受注者はその使用に関して要した費用を別途請求することはできないものとする。

第49節 特許権等の帰属

1.49.1 特許権等の帰属

- (1) 受注者は、当該工事の施工に関連して発明、考案、創作及び商標としての標章が確定（以下「発明等」という。）したときは、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。
- (2) 前記の発明等が、発注者受注者共同によるものであるときは、発注者と受注者で協議のうえ、それぞれの持ち分を定め、特許、実用新案、意匠及び商標出願をするものとする。

第50節 著作権の譲渡等

1.50.1 著作権の譲渡等

- (1) 受注者は、成果品（契約書第38条第1項に規定する指定部分に係る成果品及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、契約書第1条第4項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- (6) 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の

2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

第5 1 節 欠陥の調査

受注者は、工事期間中又は契約書第5 6条に規定する契約不適合責任期間中に欠陥が出現した場合において、発注者又は監督員からその欠陥の原因の調査をすることを指示されたときは、これに従わなければならない。なお、当該欠陥が受注者の責に帰すべきものでないときは、この調査に要した費用は発注者の負担とする。また、当該欠陥が受注者の責に帰すべきものであるときは、上述の調査に要した費用は受注者の負担とし、受注者は、契約書第1 7条及び第4 5条の規定に従って改造、修補を行うものとする。

第5 2 節 発生材の処理

1. 5 2. 1 発生材の処理

発生材のうち、特記仕様書により引渡しを要するものは、監督員の指示を受けた場所に整理のうえ発生材調書（様式第7号）を作成し監督員に提出するものとする。

第5 3 節 工事看板の設置

1. 5 3. 1 工事看板の設置

受注者が工事名、受注者名等を記載した看板を設置しようとする場合には、監督員の確認を得るものとする。

第5 4 節 紛争中における発注者、受注者の義務

1. 5 4. 1 紛争中における発注者受注者の義務

- (1) 受注者は、契約書第5 9条及び第6 0条の規定に基づく手続きを行った場合においても、工事を継続しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が発注者の定めたものに不服があり、契約書第5 9条及び第6 0条の規定に基づく手続きを行った場合においても、契約書第3 5条及び第4 1条の規定に基づく前金払、契約書第3 8条及び第4 2条の規定に基づく部分払を行わなければならない。
- (3) 前記の場合で、契約変更を必要とする時は、発注者及び受注者は、発注者が定めたものに従い、受注者が不服である旨を明記して契約変更の締結を行うものとする。
- (4) 工事が完成した場合、前記変更契約書に基づき、契約書第3 2条の規定に基づく検査及び引渡し及び契約書第3 3条に基づく請負代金の支払を行うものとする。

第5 5 節 交通安全管理

1. 5 5. 1 交通安全管理

- (1) 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害

を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。

- (2) 受注者は、工事車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- (3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、関連する諸法令に基づき、安全対策を講じなければならない。
- (4) 受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他障害物を撤去しなくてはならない。
- (5) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年7月17日政令第265号、最終改正平成31年3月20日政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(昭和35年10月11日政令第270号、最終改正平成31年3月15日政令第38号)第22条における制限をこえて、建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号、最終改正平成30年6月8日法律第41号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の緒元	一般的制限値(最高限度)
幅	2.5 m
長さ	12.0 m
高さ	3.8 m (但し、指定道路については4.1 m)
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t)
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8 m未満の場合は18 t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3 m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t以下の場合は19 t) 1.8 m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0 m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

- (6) 受注者は、上記(5)の一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬経路、許可証の確認方法等を記載した運搬計画を作成し、本章1-19に規定する施工計画書に記載しなければならない。また、運搬計画どおり運行していることを確認した資料につい

ては、監督員の要求があった場合、速やかに提示できるよう整理保管するものとする。

1.55.2 交通規制

- (1) 受注者は、工事の施工に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、「道路保全要領（路上作業編）」に基づく他、設計図書及び監督員の指示に従い、一般通行者等への適切な安全対策等を講じなければならない。
- (2) 受注者は、前項の安全対策及び保安方法について、本章1.19.1の規定する施工計画書に記載しなければならない。
- (3) 受注者は、工事の施工に伴い供用中の高速道路等において交通規制を実施する場合は、翌日の交通規制場所及び方法について監督員に連絡するものとする。また、交通規制の開始及び終了時には、当社の道路管制センター及び交通規制場所の所轄保全・サービスセンターに連絡しなければならない。

なお、上記の連絡先については監督員が受注者に通知するものとする。

第56節 関係法令及び条例の遵守

1.56.1 関係法令及び条例の遵守

- (1) 受注者は、当該工事の施工に当たっては、受注者の責任・義務においてすべての関係諸法令及び条例等を遵守し、工事の円滑な推進を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、当該工事の設計図書が関係諸法令及び条例に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

第57節 関係図書の準用

1.57.1 関係図書の準用

本共通仕様書に記載の無い項目については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「改修工事標準仕様書」という。）の、それぞれ最新版によるものとする。

また、標準仕様書中の「標準図」は特に注記が無い場合、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」を示すものとする。ただし、施設機材仕様書集（以下「機材仕様書集」という）に記載のある事項については、そちらを優先するものとする。

なお、標準仕様書中の「監督職員」は「監督員」、「受注者等」は「受注者」、「承諾」は「確認」と読み替えるものとする。

第58節 秘密の保持

1.58.1 目的

工事の施工のため、業務情報及び個人情報を開示及び提出するにあたり、以下のとおり定める。

1.58.2 定義

秘密保持に関する定義は、下記の各項目に定めるところによる。

- (1)「業務情報」とは、業務の遂行上知り得た情報で、公知でないものをいう。
- (2)「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、最終改正平成30年7月27日法律第80号）に規定されたものをいう。
- (3)「業務情報」及び「個人情報」は紙・磁気・電子等の保存形・固定形態の固定形態の如何を問わない。

1.58.3 守秘義務

受注者は、工事の施工にあたり知り得た業務情報及び個人情報を他に開示・漏洩してはならない。ただし、下記の項目に該当するものは、この限りでない。

- (1) この契約への違反によらず公知であるか、又は入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- (4) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1.58.4 情報管理体制の確保

受注者は、工事の施工にあたり、業務情報及び個人情報の取扱者は必要最小限の人数とし、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」（様式第35号）を提出し、監督員の確認を得なければならない。また、提出した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に変更が生じる場合も同様の取扱いとする。

受注者は、「情報取扱者名簿」の作成にあたり、責任者、業務従事者の区分、所属部署や氏名の明示をし、「情報管理体制図」にてその関係を図示すること。また、「情報管理体制図」と「情報取扱者名簿」の記載内容に矛盾のないようにし、記載していない者に個人情報を開示・漏洩することのないよう厳重に管理すること。

なお、監督員は、提出された「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」に不備もしくは疑義がある場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。

1.58.5 目的外の使用

受注者は、工事施工のために提出された業務情報及び個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。

1.58.6 取得の制限

受注者は、工事の施工にあたり個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な

手段で個人情報を取得しなければならない。

1.58.7 利用者の制限

受注者は、工事の施工のために開示又は提供された業務情報及び個人情報について、調査等の遂行のために必要と認められる従事者以外に開示または提供してはならない。

1.58.8 資料の持出し

受注者は、業務情報及び個人情報を、物的移動（複製物を作成し、複製物を移動させる場合も含む）や電磁気・電子的・ネットワーク的移動等の方法を問わず、無断で持ち出してはならない。

1.58.9 複写または複製の禁止

受注者は、工事の施工のために発注者から引き渡された、業務情報及び個人情報が記録された資料等を複写、複製または加工してはならない。ただし、あらかじめ監督員の確認を受けたときは、この限りでない。

1.58.10 工事完了後の取扱い

受注者は、工事完了後、速やかに、業務情報及び個人情報が記載又は記録された文書、図面、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還し、返還が不可能又は困難な場合には、監督員の指示に従って、当該媒体を消去又は廃棄する。

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、工事完了後もなお有効とする。

1.58.11 工事の下請負を行う場合の取扱い

受注者は、当該工事の一部を下請負に付した場合には、受注者は下請負人に対して、業務情報及び個人情報に係る秘密保持について、受注者の義務と同様の義務を負わせるものとする。

1.58.12 適切な管理

受注者は工事の施工にあたり知り得た業務情報及び個人情報について、善良な管理者の注意をもって、漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理に必要な措置を講じるものとする。監督員が求めた場合、受注者は管理に必要な措置について定めた情報管理基準を発注者に提示する。

1.58.13 調査及び報告

監督員は、業務情報及び個人情報の管理状況の調査を受注者に対し行うことができる。受注者は、監督員から業務情報及び個人情報の管理状況について報告を求められたときは、速やかに監督員に必要事項を報告しなければならない。

1.58.14 事故時の対応

受注者は、業務情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生した場合には、直ちに監督員に報告し、その対応について協議するものとする。なお、監督員は、受注者に対し問題の対処に必要な措置を求めることができる。

1.58.15 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、業務情報及び個人情報の不正使用、漏洩、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより発注者または第三者への損害が生じた場合は、受注者は、発注者または第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

第59節 VE提案に関する事項

1.59.1 定義

VE提案とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事内容の変更について、受注者が発注者に対して行う提案をいう。

1.59.2 VE提案を求める範囲

VE提案を求める範囲は前項の規定によるものとする。なお、以下の提案はVE提案を求める範囲に含めないものとする。

- (1) 工期の延長の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 契約書第18条に規定した条件変更等に該当する提案
- (3) 提案の実施にあたり、関係機関との協議等、第三者との調整等を要する提案（軽微な協議・調整は除く）
- (4) 詳細設計が含まれている工事にあっては、詳細設計業務の範囲に係る提案
- (5) 入札手続きにおいて技術提案を求めた工事にあっては、採用された技術提案の変更を伴う提案
- (6) 特記仕様書にVE提案を求めない範囲として指定した内容に係る提案

1.59.3 VE提案書の提出等

- (1) 受注者は、1.59.1、1.59.2の規定によりVE提案を行う場合は、次の各号に掲げる事項をVE提案書（様式第26号）に記載し、工期開始の日から当該VE提案に係る部分の施工に着手する2箇月前までの間に発注者に提出しなければならない。

- 1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
- 2) 品質の保証
- 3) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- 4) VE提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
- 5) 関連工事及び関係機関との協議・調整

- 6) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項
- 7) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する資料、図面その他の書類の追加の提出を受注者に求めることができる。
- (3) V E 提案の提出に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

1.59.4 V E 提案の審査及び採否等

- (1) 発注者は、V E 提案について次に掲げる事項を審議するものとする。
 - 1) 施工の確実性、安全性の確保
 - 2) 設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で、かつ経済的な優位性
- (2) 発注者は、前記1) 2) を全て満たすと判断される場合に原則としてV E 提案の採用を決定するものとする。

1.59.5 V E 提案の採否の通知

発注者は、前項によるV E 提案の採否について、V E 提案の受領後28日以内に書面により受注者に通知するものとし、V E 提案を採用しなかった場合はその理由を付して通知するものとする。なお、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

1.59.6 V E 提案の採用に伴う設計図書及び請負代金額の変更

- (1) V E 提案の採用に伴い設計図書の変更を行う場合は、契約書第19条の2の規定に基づくものとする。
- (2) V E 提案の採用に伴い設計図書の変更が行われた場合において、請負代金額の変更を行う場合は、契約書第25条の規定に基づくものとする。
- (3) 前項(2)の変更を行う場合において、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を新たな単価項目として設定し、支払うものとする。
- (4) 採用したV E 提案に、契約書第18条に規定する事項が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応ずるものとする。
- (5) 採用したV E 提案に、契約書第18条に規定する事項が生じた場合において、前記(3)のV E 管理費については、原則として変更しないものとする。ただし、受発注者の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な自由など）により、工事の続行が不可能または著しく請負代金低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。
- (6) 発注者は、当該V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所

有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(7) 発注者がV E 提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第60節 無償修理保証及び部品供給保証に関する事項

1.60.1 無償修理保証及び部品供給保証期間の保証書

受注者は、入札前に提出した総合評価落札方式の技術提案における無償修理保証及び部品供給保証については、対象機器、保証範囲及び保証期間を示した無償修理保証書（様式第33号）及び無償修理保証規約（様式第34号）を作成し、本章1.45.4 工事完成図書（2）取扱説明書集にとりまとめるうえ、監督員へ提出するものとする。

1.60.2 無償保証対象機器の明記

無償修理保証の対象となる機器については、保証対象であること及び保証期間を記した銘板を取り付けるものとする。

第2編 トンネル非常用設備工事

第1章	機材	
第1節	機器仕様	2-2
第2節	施工	2-2
第3節	配管材料及び付属品	2-3
第4節	銘板	2-7
第2章	施工	
第1節	通報設備	2-7
第2節	消火設備及び水噴霧設備	2-7
第3節	ポンプ設備	2-8
第4節	配管	2-8
第5節	銘板の取り付け	2-9
第6節	塗装及び防錆工事	2-9
第3章	試運転調整	
第1節	単独試運転調整	2-10
第2節	総合試運転調整	2-11
第3節	試験及び検査	2-12

第1章 機 材

2.1.1

機 器 仕 様

通報機器、消火機器、水噴霧機器、盤等については「機材仕様書集」による。

2.1.2

施 工

(1) 消 火 ポ ン プ

消火ポンプは、「標準仕様書第5編 1.2.1（揚水用ポンプ（横形）」の当該事項による。

(2) 呼 水 ポ ン プ

呼水ポンプは、原則として小型うず巻きポンプ又は小形給水ポンプユニットを使用するほか、「標準仕様書第5編 1.2.1（揚水用ポンプ（横形）」の当該事項による。

(3) 小型給水ポンプユニット

小形給水ポンプユニットは「標準仕様書第5編 1.2.3（小形給水ポンプユニット）」の当該事項による。

(4) 取 水 ポ ン プ

取水ポンプは原則として水中モーターポンプ又は小型うず巻きポンプを使用するほか、「標準仕様書第5編 1.2.7（汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ）及び 1.2.5（深井戸用水中モーターポンプ）、1.2.1（揚水用ポンプ（横形）」の当該事項による。

2.1.3

配管材料及び付属品

(1) 管 及 び 継 手

管及び継手は、表 2.1.1 及び表 2.1.2 によるほか、「標準仕様書第 2 編 2.1.2 (管及び継手)」の当該事項による。

表 2.1.1 管

呼 称	規 格		
	番 号	名 称	備 考
鋼 管	JIS G 3442	水配管管用亜鉛めっき鋼管	
塩ビライニング鋼管	JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA (一般配管用) SGP-VB (一般配管用) SGP-VD (地中配管用)
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-FVA (一般配管用) SGP-FVB (一般配管用) SGP-FVD (地中配管用)
ポリ粉体鋼管	JWWA K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA (一般配管用) SGP-PB (一般配管用) SGP-PD (地中配管用)
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-FPA (一般配管用) SGP-FPB (一般配管用) SGP-FPD (地中配管用)
ポリエチレン管	ISO 4427	繊維補強ポリエチレン管	
铸铁管	JIS G 5526	ダクタイル铸铁管	3 種管
	JIS G 5527	ダクタイル铸铁異形管	

- 注 1. 規格にない塩ビライニング鋼管、ポリ粉体鋼管は、材料、製造方法、品質等は、JWWA K 116 及び JWWA K 132 に準じたものとする。
2. 塩ビライニング鋼管、ポリ粉体鋼管は原則として下記の用途により分類する。

表 2.1.2 管の用途

	塩ビライニング鋼管	ポリ粉体鋼管
屋内配管	SGP-VA、SGP-FVA	SGP-PA、SGP-FPA
多湿箇所ならびに 屋外露出配管	SGP-VB、SGP-FVB	SGP-PB、SGP-FPB
地中埋設配管	SGP-VD、SGP-FVD	SGP-PD、SGP-FPD

3. 繊維補強ポリエチレン管は ISO4427 に規定される性能を満たしたポリエチレン管に内圧性能を高めるために繊維補強したものとする。

表 2.1.3 継手

呼 称	規 格		
	番 号	名 称	備 考
鋼管継手	JIS B 2301	ねじ込み式可鍛鉄製管継手	亜鉛めっきを施したもので地中配管用は外面に樹脂被覆を施したもの
	JIS B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手	亜鉛めっきを施したもの
	JPF MP 004	圧力配管用ねじ込み式可鍛鉄製管継手	亜鉛めっきを施したもので地中配管用は外面に樹脂被覆を施したもの
	JIS B 2220	鋼鉄管フランジ	亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2239	鋳鉄製管フランジ	亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手	亜鉛めっきを施したもの
	JIS B 2312 JIS B 2313 JIS B 2316	配管用鋼製突合せ溶接式管継手 配管用鋼板製突合せ溶接式管継手 配管用鋼製差込み溶接式管継手	亜鉛めっきを施したもの
	JPF MP 006	ハウジング形管継手	リング型
塩ビライニング鋼管及びポリ粉体鋼管継手	JPF MP 003	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管継手	
	JPF MP 008	水道用ライニング鋼管用ねじ込み式管端防食管フランジ	
	JPF NP 001	管端防食管継手用パイプニップル	ロングニップル
	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管	(エルボ、チーズ、レギュラー)
	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	
	JPF MP 006	ハウジング形管継手	リング型

- 注 1. 規格にない鋼製溶接式管継手は、材料、製造方法、品質等は、JIS 及び JWWA に準じたものとする。
2. JIS B 2312 及び JIS B 2313 は、JPF SP 011（鋼製突合せ溶接式亜鉛めっき管継手）による亜鉛めっきを施したものとする。
3. JIS B 2220 及び JIS B 2239 の呼び圧力 10k フランジは、並形とする。

第2編 トンネル非常用設備工事

(2)一般用弁	一般用弁は、「標準仕様書第2編 2.2.1（一般用弁及び栓）」の当該事項による。
(3)安全弁	安全弁は、次によるほか、「標準仕様書第2編 2.2.4（蒸気用安全弁）」に準ずる。 (イ) 原則として常用圧力 1.96MPa 以下のものとする。 (ロ) フランジ規格は JIS によるものとする。 ただし、呼び径が 50 mm以下で常用圧力が 1.96MPa 以下のものは、ねじ込み形とすることができる。
(4)減圧弁	減圧弁は、「標準仕様書第2編 2.2.2（減圧弁）」によるものとし、装置に組み込む安全弁、ストレーナー及び圧力計等は特記仕様書及び図面による。
(5)自動空気抜弁	自動空気抜弁は、「標準仕様書第2編 2.2.5（自動エア抜弁）」によるものとし、自動的に空気を排除する機能を有し、作動が確実でかつ最高使用圧力に十分耐えられるものとする。
(6)量水器	量水器は、「標準仕様書第2編 2.2.16（量水器）」による。
(7)ボールタップ	ボールタップは、「標準仕様書第2編 2.2.20（ボールタップ）」による。
(8)ストレーナー	ストレーナーは、「標準仕様書第2編 2.2.13（ストレーナー）」による。
(9)伸縮管継手	伸縮管継手は、「標準仕様書第2編 2.2.7（伸縮管継手）」による。
(10)接合材	接合材は、「標準仕様書第2編 2.2.28（接合材）」による。
(11)配管用雑材料	配管用雑材料は、「標準仕様書第2編 2.2.31（雑材料）」による。

第2編 トンネル非常用設備工事

2.1.4 銘板	
(1) 銘板	銘板は、機材仕様書集による。
(2) 予備品及び保守用品	予備品及び保守用品は、機材仕様書集及び特記仕様書及び図面による。
第2章 施 工	
2.2.1 通報設備	
(1) 一般事項	機器の取り付け位置は、特記仕様書及び図面による。
(2) 火災検知器及び押ボタン式通報装置	機器の取り付けは、正確に心出しを行いトンネル内装工との取り合いを十分考慮し、側壁にアンカーボルトで取り付ける。
(3) 防災受信盤等	防災受信盤等の据付は、電気通信工事共通仕様書 第2章 第14節 耐震設計 2.14.1「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。 (イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。
2.2.2 消火設備及び水噴霧設備	
(1) 一般事項	機器の取り付け位置は、特記仕様書及び図面による。
(2) 消火栓及び消火器箱	消火栓及び消火器箱の取り付けは、箱内排水を十分考慮し、トンネル内装工との取り合いを十分考慮して取り付ける。
(3) 自動弁装置	自動弁装置格納箱の取り付けは、トンネル内装工との取り合いを十分考慮して取り付ける。

第2編 トンネル非常用設備工事

(4)水噴霧ヘッド	水噴霧ヘッドの取り付けは、照明器具等との取り合いを十分考慮し、確に心出しを行い、取り付け位置に狂いを生じないように施工する。
2.2.3 ポンプ設備	
(1)ポンプの据付け	ポンプの据付けは、「標準仕様書第5編 2.2.2 (ポンプ)」の当該事項による。
(2)ポンプ制御盤の据付け	ポンプ制御盤の据付けは、電気通信工事共通仕様書等の当該事項に準ずる。
2.2.4 配管	
(1)配管	配管は、次によるほか「標準仕様書第2編第2章第4節（配管施工の一般事項）、2.4.1（一般事項）、2.4.7（給水配管）、第5節（管の接合）、2.5.1（一般事項）、2.5.2（鋼管）、2.5.3（塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管）、2.5.8（鋳鉄管）、第6節（勾配、吊り及び支持）、及び第7節（埋設配管）」の当該事項による。
(2)消火栓及び水噴霧配管	(イ)管は口径を縮小しない工具を使用し管軸心に対して直角に切断し、切り口はやすり等を用いて平滑に仕上げ、管の内外面のまくれ、ささくれ等を取り除く。 (ロ)管と継手の接合は、管接合材を使用しねじ込み締め付けるものとし、溶接接合の場合は、V型突合せ溶接とし、加工後防錆処理（溶融亜鉛ペイント）を施す。 (ハ)配管に漏れが生じた場合は、その処理としてコーキングを行ってはいならない。 (ニ)配管後、各接続継手のねじ切り余長部にはさび止め塗装を行う。 (ホ)配管終了時又は配管を一時中止する場合は、その配管端にプラグ・キャップ等で閉鎖し、異物の入らないよう養生する。

第2編 トンネル非常用設備工事

(3) 消火栓及び配水主管	(h)配管支持材は、加工後溶融亜鉛めっきによる防錆処理を施す。 また、横走り管等のブラケットその他を溶接する場合は、スラッジを十分取除き亜鉛系塗料による防錆処理を行う。 (i)水圧試験は、配管途中は隠ぺい埋もどし前及び配管完了後行う。 (j)JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）及び JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）によるダクタイル鋳鉄管の接続はタイトジョイント方式とする。繊維補強ポリエチレン管の直線接続は EF 継手方式またはバット融着方式とし、分岐及び曲げ接続はポリエチレン分岐継手及び曲管継手とする。端末、分岐、曲げ部等については必要に応じ、内圧性能を高めるために補強テープ等で耐圧補強したものとする。また、接続は極力屈曲部を少なくし、衝撃水頭により接続部が離脱しないよう施工する。 管をコンクリート巻きにする場合は、あらかじめ仮止めを行い、水圧試験後、コンクリートを打設する。 (n)管を敷設する際には、衝撃水頭に十分耐えられる固定を行う。
(4) 管の保温工事	管の保温工事は、特記仕様書及び図面によるほか、「標準仕様書第2編第3章第1節（保温工事）」の当該事項による。
2.2.5 銘板の取り付け	
(1) 銘板の取り付け	銘板の機器略号の番号は、入口から順次追っていくものとする。
2.2.6 塗装及び防錆工事	
(1) 塗装及び防錆工事	塗装及び防錆は、機材仕様書集によるほか、「標準仕様書第2編第3章第2節（塗装及び防錆工事）」の当該事項による。

第2編 トンネル非常用設備工事

第3章 試 運 転 調 整

2.3.1

単独試運転調整

(1) 一般事項

非常用設備機器の据付け後、設備単体で運転及び調整を行い、監視、制御、作動状態に異常のないものとする。

(2) 通 報 設 備

防災受信盤とトンネル内通報機器との運転及び調整とし、次による。

- (イ) 防災受信盤からの操作によるもの
- (ロ) 火災検知器の作動によるもの
- (ハ) 押ボタン式通報装置の作動によるもの
- (ニ) その他必要事項

(3) 消火設備及び水 噴霧設備

防災受信盤及びポンプ制御盤と消火栓、給水栓、自動弁装置及びポンプ類との運転及び調整とし、次による。

- (イ) 防災受信盤からの操作によるもの
- (ロ) ポンプ制御盤からの操作によるもの
- (ハ) 消火栓のポンプ起動停止押釦による作動及び放水
- (ニ) 給水栓のポンプ起動停止押釦による作動及び放水
- (ホ) 自動弁の現地手動操作及び防災受信盤からの操作による作動及び放水
- (ヘ) 水槽の水位によるポンプの作動及び警報
- (ト) 防災受信盤とポンプ制御盤の監視及び制御の表示及び作動
- (フ) その他必要事項
- (リ) 水噴霧測定装置を用いた放水量測定

第2編 トンネル非常用設備工事

2.3.2

総合試運転調整

(1) 一般事項

単独試運転調整後、トンネル内火災事故を想定し、トンネル非常用設備及びこれに関連する諸設備が連動し、異常なく監視、制御、作動するものとする。

(2) 総合試運転調整 (A)

押ボタン式通報装置を作動させ、防災受信盤にて関連設備との連動状態に異常のないものとする。

表 2.3.1 連動する関連設備

トンネル等級 設備名	AA	A	B	C
遠方監視制御設備	○	○	○	○
可変式道路情報板設備	○	○	○	○
トンネル照明設備	○	○	○	○
トンネル換気設備	○	△		
CCTV設備	○			

注1. △については設置するトンネルとする。

(3) 総合試運転調整 (B)

火災検知器を作動させ、防災受信盤にて関連設備との連動状態に異常のないものとする。

表 2.3.2 連動する関連設備

トンネル等級 設備名	AA	A
遠方監視制御設備	○	○
可変式道路情報板設備	○	○
トンネル照明設備	○	○
トンネル換気設備	○	△
CCTV設備	○	

注1. △については設置するトンネルとする。

2.3.3

試験及び検査

(1) 通信構成・
結果の記録

通信機械室等機器から各端末モデム等までのメタルケーブル又は光ファイバーを含めた通信構成・測定結果（通信機械室等機器と各端末それぞれについて送信・受信のレベル（LAN ケーブル除く）、導通良否・通信品質に関する各種データ）の記録を行う。

第3編 トンネル換気設備工事

第1章	機材	
第1節	機器	3-2
第2節	配管材料及び付属品	3-2
第3節	予備品及び保守用品	3-2
第2章	施工	
第1節	換気機	3-3
第2節	ダクト関係機器	3-4
第3節	搬入搬出装置	3-4
第4節	配管	3-4
第5節	換気制御盤	3-4
第3章	工場検査	
第1節	一般事項	3-5
第4章	試運転調整	
第1節	単独試運転調整	3-5
第2節	総合試運転調整	3-6
第3節	送気フリー及び排気スロット開度調整	3-7
第4節	試験及び検査	3-7

第3編 トンネル換気設備工事

第1章 機 材

3.1.1

機 器

(1) 機 器 仕 様

換気機、ダクト関係機器、搬入搬出装置の機器仕様は、機材仕様書集による。

3.1.2

配管材料及び付属品

(1) 管 及 び 継 手

(イ)給油配管に使用する材料は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第2編 2.1.2（管及び継手）」による。

(ロ)給油装置冷却用配管に使用する材料は、「標準仕様書第2編 2.1.2（管及び継手）」の当該事項による。

(2) 一 般 用 弁

(イ)給油用の一般用弁は「標準仕様書第2編 2.2.1（一般用弁及び栓）」による。

(ロ)給油装置冷却用の一般用弁は、「標準仕様書第2編 2.2.1（一般用弁及び栓）」の当該事項による。

3.1.3

予備品及び保守用品

(1) 予 備 品 及 び 保 守 用 品

予備品及び保守用品は、機材仕様書集及び特記仕様書による。

第2章 施 工

3.2.1

換気機

(1)荷造り及び運搬

- (イ)荷造りは防湿、防食に注意し、変形、破損のないよう行う。
- (ロ)発着の整理及び保管は遺漏のないよう注意し、現品の現場到着まで整理監督者を派遣し、運搬についての処理を行う。
- (ハ)運搬は可能な限り最大限のユニット構成とし、現場調整及び組立据付けを容易かつ完全に行う。
- (ニ)現品発送前に期日、形状寸法及び重量等を記載した荷造り明細書を提出する。

(2)据 付 け

- (イ)据付けを始める前に、仮設時期、仮設方法、仮設用設備及び機械について監督員の承諾を受ける。
- (ロ)送排気設備は、所定の位置のコンクリート基礎上に、換気機を据付けるものとし、壁面との接合部は、空気漏れのないよう施工する。
- (ハ)ジェットファン設備の据付けは、換気機の中心軸とトンネル中心軸とが平行に、換気機の縦中心線は垂直となるよう施工する。
なお、吊り金具による支持は4箇所以上とし、通行車両による風圧、起動時の軸方向スラスト荷重等を考慮した振れ止め装置を設ける。
- (ニ)ジェットファン設備の吊り金具は、強度的に十分余裕のある金具を使用し取付ける。
なお、取付け用コンクリートアンカーを打設後、全数静荷重試験を行うものとし、試験荷重は、実荷重の15倍以上とする。

(3)塗 装

塗装は、機材仕様書集によるほか、「標準仕様書第2編第3章第2節（塗装及び防錆工事）」の当該事項による。

第3編 トンネル換気設備工事

3.2.2

ダクト関係機器

(1) 据 付 け

図面に示す所定の位置に、次により据付ける。

(イ)ダンパー、ベルマウス管、異形管及び弓形異形曲管等は、壁面との接続部において空気漏れの生じないものとする。

(ロ)コーナーペーンの取り付けは、通風時の振動等に対して十分耐えられるよう取り付ける。

(2) 塗 装

塗装は本節 3.2.1 の(3) (塗装) に準ずる。

3.2.3

搬入搬出装置

(1) 据 付 け

据付けは、「クレーン等安全規則」及びその他関係法令及び規格により安全性を考慮し、実施する。

(2) 塗 装

塗装は本節 3.2.1 の(3) (塗装) に準ずる。

3.2.4

配 管

(1) 配管

配管は、次によるほか、「標準仕様書第2編第2章第5節 (管の接合) 及び 2.4.1 (一般事項)」の当該事項による。

なお、給油用配管及び給油装置冷却水用配管は、各機器の運転に支障のないよう完全に施工する。

3.2.5

換気制御盤

(1) 据付け

換気制御盤の据付けは、電気通信設備工事共通仕様書 第2章 第14節耐震設計 2.14.1「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1 の(1)の該当事項によるほか、次による。

(イ) 表 2.6 における耐震安全性の分類は、重要機器Bを適用する。

第3章 工場検査

3.3.1

一般事項

(1) 一般事項

換気機及び同付属機器の工場製作が完成したときは、機材仕様書集の定めるところにより工場検査を行う。

3.4.1

単独試運転調整

第4章 試運転調整

(1) 送排気設備

送排気機及びその付属装置据付け後、各々単体で運転及び調整し、各段階における作動状態を記録する。

なお、記録の項目は、次による。

- (イ) 電動機入力
- (ロ) 回転数
- (ハ) 振動及び騒音
- (ニ) 風量及び風圧
- (ホ) 軸受温度及び油温度
- (ヘ) 絶縁抵抗
- (ト) その他必要事項

(2) ジェットファン設備

ジェットファン設備をトンネル内に据付けた後、各々単体で運転及び調整し、正逆転運転状態において次による項目を記録する。

- (イ) 電動機入力
- (ロ) 振動
- (ハ) 絶縁抵抗
- (ニ) その他必要事項

3.4.2

総合試運転調整

(1) 総合試運転調整

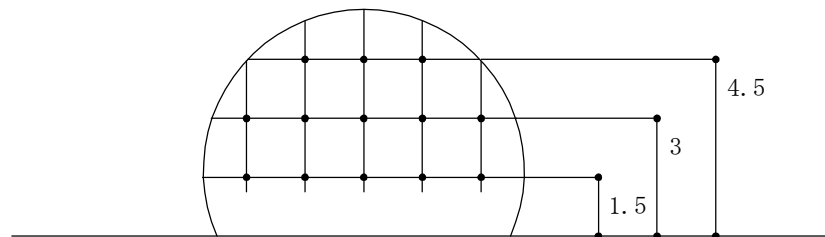
単独試運転調整後、一酸化炭素検出装置及び煙霧透過率測定装置、風向風速測定装置等と連動させ全装置の総合試運転調整を行い、運転状況を記録する。

なお、総合試運転は自動運転及び手動運転の両方を行うものとし、記録する項目は本節 3.4.1 の(1)（送排気設備）又は(2)ジェットファン設備によるほか、次による。

(イ) トンネル内自然風速（換気機停止）

(ロ) トンネル内風速（換気機運転）の測定は、トンネル内の気流が比較的層流となる地点を選び、路面上 1.5m、3m、4.5m の各高さ別にそれぞれ 5 点、5 点、3 点の計 13 点の同時測定を行い、平均風速を求める。

単位（m）



(ハ) 騒音の測定は、特記仕様書又は監督員の指示する場所で行う。

3.4.3

送気フリーュー及び排
気スロット開度調整

(1) 送気フリーュー及び
排気スロット

総合試運転と同時に又は後に送風フリーュー及び排気スロットの開度調整を次により行う。

(イ)送、排気量が一様になるよう各送気フリーュー及び排気スロットを調整する。

(ロ)開度調整はダクト内の静圧・動圧及び風速分布等を測定・調査しながら、送気フリーュー及び排気スロットの開度調整を行う。

(ハ)開度調整は、3回以上行うものとし、調整終了後は当該トンネルに関する諸測定データを取りまとめ監督員に提出する。

3.4.4

試験及び検査

(1) 通信構成・結果の
記録

通信機械室等機器から各端末モデム等までのメタルケーブル又は光ファイバーを含めた通信構成・測定結果（通信機械室等機器と各端末それぞれについて送信・受信のレベル（LAN ケーブル除く）、導通良否・通信品質に関する各種データ）の記録を行う。

第4編 ブース空気調和設備工事

第1章	機材	
第1節	機器	4－2
第2章	施工	
第1節	機器の据付け及び取付け	4－2
第3章	試運転調整	4－3

第4編 ブース空気調和設備工事

第1章 機 材

4.1.1

機器

(1) 機器仕様

機器仕様は、特記仕様書による。

第2章 施 工

4.2.1

機器の据付け及び取り付け

(1) 一 般 事 項

「標準仕様書第3編第2章（施工）」の当該事項による。

(2) 空 気 調 和 機

空調機の取付は、図面及び特記仕様書によるものとする。

(3) エアーカーテン

エアーカーテンの取付は、図面及び特記仕様書によるものとする。

(4) 飛 散 送 風 機

飛散送風機の取付けは、図面及び特記仕様書によるものとする。

(5) 温 風 暖 房 機

温風暖房機の据付けは、床面に強固に固定し、燃料タンクへは銅配管とする。

第4編 ブース空気調和設備工事

(6)配 管 工 事	空調機の冷媒配管、ドレーン管、温風暖房機の油配管及び新鮮空気ダクト（塩化ビニル管）等の施工は「標準仕様書第2編第2章（配管工事）」の当該事項による。
(7)保温・塗装工事	冷媒配管の保温、ドレーン管の保温及び塗装、並びダクトの塗装は、「標準仕様書第2編第3章（保温、塗装及び防錆工事）」の当該事項による。
(8)電 気 工 事	空調機、エアーカーテン、飛散送風機、ブースターファン等の動力配線、盤等は「標準仕様書第2編第1章第2節（電動機及び制御盤）」の当該事項による。
(9)ダ ク ト 工 事	ダクト工事は、「標準仕様書第3編第1章第14節（ダクト及びダクト付属品）並びに第3編第2章第2節（ダクトの製作及び取付け）」の当該事項による。
(10)自動制御設備工事	ブース空調設備における自動制御は「標準仕様書第4編（自動制御設備工事）」の当該事項による。

4.3.1

試運転調整

第3章 試 運 転 調 整

(1)新鮮空気の入取場所	空調機の新鮮空気は、自動車の排ガスによる影響の少ない場所から取り入れる。
(2)空調機の吹出風量	空調機の吹出し風量（新鮮空気量）は、平均 5m ³ /min 程度となるよう調整する。

第4編 ブース空気調和設備工事

- | | |
|--------------------------|---|
| (3) エアーカーテン
の吹出風速と吹出方 | エアーカーテンの送風は、むらのないもので、吹出風速は 5～7m/sec
とし、吹出方向は多少ブース外方向に設定する。 |
| (4) 飛散送風機の送
風流線 | 飛散送風機の送風流線は、上限をダッチドアより下方になるように
し、調整する。 |

第5編 重量計等取締機器設備工事

第1章	軸重計	
第1節	機器	5-2
第2節	施工	5-2
第3節	試運転調整	5-3
第2章	車重計	
第1節	機器	5-4
第2節	施工	5-4
第3節	検定	5-5
第4節	試運転調整	5-5

第5編 重量計等取締機器設備工事

第1章 軸 重 計

5.1.1

機 器

(1) 機器仕様

機器仕様は、機材仕様書集による。

(2) 予備品及び付属品

予備品及び付属品は、機材仕様書集によるものとする。

5.1.2

施 工

(1) 一般事項

屋内に設備する機器の据付は、電気通信工事共通仕様書 第2章 第14節 耐震設計 2.14.1「据付」および第3章 受配電設備工事 3.2.1の(1)の該当事項によるほか、次による。

(イ) 表2.6における耐震安全性の分類は、重要機器Cを適用する。

(ロ) 施工に際しては、事前に図面に従い、現場実測の上、装置、機器類の据付け又は詳細図、装置機器まわり配管、配線詳細図等を作成し、監督員の承諾を受けて着手する。

(ハ) 舗装面の掘削、路盤の補強及び舗装工事等については、土木工事共通仕様書による。

(2) 機器等の据付け

(イ) 検出部

イ) 検出部の表面は、路面にすり付くようにし、その段差は3mm以内におさめるものとする。

ロ) 検出部の据付けは、底板に均一に荷重が分布するよう樹脂モルタルを充分に充てんする。

ただし、検出部の据付けに樹脂モルタルを使用しないでコンクリート舗装と同時に設置する場合は、アンカーボルト等を使用し固定する。

ハ) 排水管を設ける場合は、開口部の最低レベルの位置に立ち上げ、配管勾配は1/100を標準とする。

第5編 重量計等取締機器設備工事

	電線管は、なるべくレベルの高い位置に立ち上げる。既設の検出部がある場合は、原則としてその配管を利用して接続するものとする。 ニ) 載荷板を設置する場合は、内部にコンクリートを打設して機能を発揮するので、歪みが発生したり剥離が生じないように、打設前の載荷板仮設置及びコンクリート付着面の管理は、慎重に行う必要がある。 ホ) 検出部内のケーブルは、検出部の排水の支障とならないよう考慮するとともに、十分な余長をとり、記号を付けるものとする。
(ロ) データ処理装置	計測部及び表示部は、原則として料金所内に設置する。 位置等については、監督員の指示による。
(ハ) 警告表示板	警告表示板は、進入車によく視認できる位置とし、原則としてETCレーンではアイランド後方、自動化レーンでは自動発券機上に取り付ける。 支柱の高さ及び設置位置については、監督員の指示による。
5.1.3 試 運 転 調 整	
(1) 試運転調整	軸重計を据付け後、検出部、計測部、表示部、警告表示板等の各装置の動作確認を行うとともに、これらのシステムとしての機能及び動作状況について異常の無いことを総合的に動作確認し、計測結果が総合精度内($\pm 10\%F.S.$以内)になるよう各部位の試験調整後、成績書をすみやかに監督員に提出するものとする。
(2) 試験車両	試験車両は、15ton 程度の分銅等を積載することにより、駆動軸の軸重量が 10ton 程度となる車両総重量 25ton 程度の 3 軸車両（車輪配列 2-D・D 又は 2-D・4：自動車諸元表の表記）とする。 なお、試験に先立って、車重計で各軸の静止荷重を測定する。

第5編 重量計等取締機器設備工事

(3)試験条件	
(イ) 静荷重試験	イ) 静荷重試験 試験車両を静止状態またはそれに近い状態とし、車両振動を極力抑えた状態で各軸重量を2回測定する。 ロ) 動荷重試験（走行試験） 試験車両を、10,20,30,40 km/h を原則とする各速度で走行させ、各軸重量を2回測定する。 なお、試験速度については、現場の状況から安全に実施できる範囲とし、監督員の指示によるものとする。
	第2章 車 重 計
5.2.1 機 器	
(1) 機器仕様	機器仕様は、機材仕様書集による。
(2) 予備品及び付属品	予備品及び付属品は、機材仕様書集によるものとする。
5.2.2 施 工	
(1) 一般事項	施工に際しては、事前に図面に従い、現場実測の上、装置、機器類の据付け又は取り付け詳細図、装置機器まわり配管、配線詳細図等を作成し、監督員の承諾を受けて着手する。
(2) 機器等の据付け 本 体 部	(イ) 本体部は水平に据付け、水平の調節は、各支点台と基礎間にラナーを挿入することにより行う。 (ロ) ライナーは面圧力を十分維持できる大きさの軟鋼板とし、薄板を幾枚も重ねることはさける。 なお、ライナーを2枚以上重ねて使用する場合は、芯出し後必ず点溶接により一体化する。

第5編 重量計等取締機器設備工事

	(ハ)本体の揚降作業で玉掛作業を行う場合は、玉掛工により行い安全に十分留意する。 (ニ)芯出し完了後基礎ボルトにグラウト注入し固定する。 (ホ)基礎ボルトの締め加減によって、レベル等の調整をしてはならない。 (ヘ)基礎露出面は、仕上げモルタル塗りを行う。
5.2.3 検 定 (1)検 定	車重計の工場製作が完成したときは、製造工場所在地の都道府県の検定官立会いの上、計量法に基づく検定を受け、合格しなければならない。
5.2.4 試 運 転 調 整 (1)試運転調整	車重計を据付け完了後、下記の試験を行い、作動状態に異常のないものとする。 (イ)外観、寸法並びに据付け状態検査 (ロ)荷重試験 分銅により 15ton まで 1ton ごとに加圧及び減圧を行い、重量を計測し、検定公差範囲に収まることを確認する。 なお、分銅は検定合格品又は同等の精度を有するものとする。 また、15ton 以上については秤量（フルスケール）まで 5ton ごとに検衡装置等を使用し、正常に作動するか確認する。 (ハ)印字動作試験 荷重試験時印字動作を確認する。

第6編 共通工事

第1章	共通工事	
第1節	一般事項	6-2
第2章	あと施工アンカー工事	
第1節	一般事項	6-2
第3章	二重の安全対策	
第1節	材料	6-3
第2節	施工	6-3
第3節	試験及び検査	6-4
第4節	記録	6-5
第4章	ゆるみ止めナット	
第1節	材料	6-6
第5章	機器の構造	
第1節	材料	6-6
第6章	無収縮モルタル工事	
第1節	材料	6-7
第2節	配合	6-7
第3節	施工	6-8

第6編 共通工事

第1章 共通工事

6.1. 1 一 般 事 項

水道メーター及びガスメーターは計量法(昭和26年法律第207号)に定めるところにより検定合格証票印を有し、かつ検定有効期間内のものとする。

第2章 あと施工アンカー工事

6.2. 1 一 般 事 項

トンネル換気設備工事ジェットファン設備の吊り金具以外のあと施工アンカーの施工は改修工事標準仕様書第2編第5章インサート及びアンカーによる他、次による。

- (1) 施工にあたっては、共通仕様書 1.19.1 による細部計画等(使用材料、施工方法・手順、品質管理、安全衛生管理等)に関する施工計画書を提出しなければならない。
- (2) 機器等の固定する吊り構造等の常時引張り力を受ける箇所へは原則として接着系ボルトを使用しない あと施工アンカーの性能確認試験は製造所の試験成績書を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。
- (3) あと施工アンカーの施工後確認試験は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 14.1.3(1)(エ)」の他、次による。
 - (イ) 施工後、目視・接触により全数固着状況を確認し、引抜き耐力の確認試験は、アンカー径が M9 以上について引張試験機による引張試験を実施する。
 - (ロ) 引張試験箇所数は、1 日に施工されたものの各径・各仕様ごとを 1 ロットとし、1 ロット当たり 3 本以上を無作為に抜き取り実施する。
 - (ハ) 引張強度は、「各種合成構造設計指針・同解説」(日本建築学会)による短期許容引張力とする。

6.3.1
材料

第3章 二重の安全対策

落下防止装置に用いる材料は、「特記仕様書及び設計図」によるほか、次によるものとし、新材を使用する。また、JISに規定する材料又は企画証明書等で監督員が確認したものを使用する。

- (1) ワイヤロープ ステンレスワイヤロープ (JISG3550)
- (2) シャックル (JISB2801)

なお、ボルト、ナット及び丸栓を使用する形式のシャックルは、必ず割りピンを用いるものとする。

- (3) あと施工アンカーは、金属系アンカーを用いるものとし、金属系アンカー本体は、品質規格証明書等により品質・性能が確保されたものを標準とする。
- (4) 落下防止装置において使用するナットは、ゆるみ止めナットを使用するものとする。
- (5) 採用する材料はメートルねじとする。

6.3.2
施工
a) 落下防止装置

落下防止装置の施工については、以下のとおりとする。

- (1) ロープ及び各部品は輸送・搬入に際しては、損傷のないように注意しなければならない。
- (2) ワイヤロープの取付は、形状・寸法の確認を行い所定の位置に取り付けるものとする。
- (3) ワイヤロープはねじれがないように設置しなければならない。
- (4) 端末処理は、設計で想定した強度が確保されるよう施工を行わなければならない。
- (5) ワイヤロープは、取付け金具アンカーボルトが常時荷重を負担することがないように、設置時に設計で想定した余長となるように取り付けなければならない。なお、特別の規約がない場合は、余長を10mm以下とする。
- (6) ワイヤロープで取付後、他の部材と干渉しないことを確認しなければならない。
- (7) シャックルを使用する際はJIS B 2801の参考に示す使用基準に留意しなければならない。
- (8) 異種金属が接触する箇所は、電位差による腐食を防止するため絶縁処理を行うものとする。
- (9) ワイヤグリップの端末加工はJISに定められた方法により取付を行うものとする。
- (10) 小径で曲げられたワイヤロープは強度低下が生じ

第6編 共通工事

6.3.3

試験及び検査

a) 落下防止装置

る。そのため、シンブルを用いない場合、道路橋示方書・同解説Ⅱ橋梁編の17.6.2を参考に曲げ半径をロープ径の8倍以上とする。

(11) あと施工アンカーの施工は、本編第2章によるものとする。

落下防止装置の検査については、以下のとおりとする。

(1) 検査では、設計上の要求事項が満たされている施工がなされていることを確認しなければならない。

(イ) 受注者は、落下防止装置について、材料、寸法等を確認した後、基準管理試験報告書(様式第29号)及び落下防止装置の設置記録(様式第30号)を監督員に提出するものとする。

(2) 基準試験

落下防止装置におけるワイヤロープ端末加工の安全を確認する為、現地で加工したものを、端末加工の種類ごとに最大径のもので引っ張り試験を実施する。頻度、規格値等を表6.1に示す。

端末加工の安全を確認する試験はJIS規格で定められていないため、JIS G 3550に記載されている性能試験を参考に引っ張り試験を行う。

表6.1 ワイヤロープ端末加工の基準管理試験

試験方法	引っ張り試験
頻度	端末加工種別ごと 1回/1工事(最大径のもの) 1回あたり3本以上のワイヤロープで実施する
監督員の立会	必要
規格値	全ての試験値で、所定の終局荷重以上であること
報告書の様式	様式第29号

第6編 共通工事

(3) 日常管理試験

日常管理試験は、ワイヤロープ、シャックル（JISB2801）、シンブル、端末加工用材料、吊金具等落下装置の設置に必要な材料について品質を確認するものであり、施工日毎に目視などにより実施する試験である。試験の項目、頻度、試験方法及び規格値を表6. 2に示す。

表6. 2 ワイヤロープ設置に必要な各種材料の日常管理試験

項目	材料確認	出来形
試験方法	品質規格証明書との整合	設計図書との整合
頻度	材料の納入ごと	全数
許容誤差	—	端末加工を含むワイヤロープの場合±25 mm、吊金具等の政策材料±5 mm
報告書の様式	—	適宜

6.3.4

記録

(a) 落下防止装置

落下防止装置などの種別、規格などを明示するとともに、最終施工計画書や工事記録などの工事関係資料も含めて、適切に様式第30号に記録保存しなければならない。

第4章 ゆるみ止めナット

6.4.1 材料

ゆるみ止めナットに用いる材料については下記による。

(1) ゆるみ止めナットの材料規格については、構造物施工管理要領 2. 建設編 2-5 支承及び附属物工 2-5-10 ゆるみ止めナット に定める基準によるものとする。

(2) ゆるみ止めナットの材質は、鋼製またはステンレス製とする。なお、材質の選定にあたっては、異種金属同士の接触による電食が発生しないよう考慮するものとする。

第5章 機器の構造

6.5.1 材料

機器の筐体と蝶番並びにボルト、ナット、ビス類等の接触面が異種金属の組み合わせとなる場合は、電蝕防止措置を施すものとする。

第6章 無収縮モルタル工事

支柱のベースプレートと基礎との間にモルタル詰めを行う場合は、本節の無収縮モルタルを使用すること。

6.6.1 材料

(1) 混和材料、砂、セメント

無収縮モルタルの配合は、混和材料、砂、及びセメントを用いて製造メーカーで予め配合されたプレミックスタイプを用いるものとする。

(2) 水

水は、飲料水または、これに準ずるものとし、油、酸、塩類、有機不純物、その他無収縮モルタル品質に悪影響を及ぼす物質等の有害量を含んではならない。

6.6.2 配合

(1) 施工計画

以下の項目を記載した施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

イ) 配合計画

ロ) 練り混ぜ時間

ハ) 品質管理試験

(2) 計量

材料の計量は、原則として重量計量によるものとする。

(3) 配合

無収縮モルタルの配合は、プレミックスタイプ（セメント系は（セメント＋混和剤）：砂＝１：１、各重量比）を使用し、水量はＪロートによる流下時間（試験法３１２－１９９９で定めた流出口径１４mmのＪロートを用いて測定することを標準とする）がセメント系の場合８±２秒になるように調整するものとする。

(4) 練り混ぜ温度

無収縮モルタルの練り混ぜ温度は表２．１５の範囲とする。

第6編 共通工事

表2. 15 練り混ぜ温度

種別		適用範囲
セメント系	酸化カルシウム	10～35℃
	カルシウムサルファアルミネート	10～30℃

無収縮モルタルの練り混ぜ温度が規定温度以下になる場合は、使用水に温水（30℃以下）を用い、また規定温度以上になる場合は水を添加する等の措置を講じた冷水を用いるものとする。

6.6.3 施 工

（1）施工準備

- イ) コンクリート表面のレイタンス層、泥、ゆるんだり不健全な部分のコンクリートは、これをすべて取り除き、かつ洗浄しなければならない。
- ロ) 無収縮モルタルの注入に先立ち、コンクリート表面を湿润に保つような措置を講じなければならない。
- ハ) 無収縮モルタル注入直前には、圧さく空気、ウエスなどで注入箇所における余分の水を取り除かなければならない。
- ニ) アンカーボルト孔などの点検も十分に行わなければならない。
- ホ) 型わくは、その設置にあたり拘束を完全にするとともに、無収縮モルタルがもれないように取り立てなければならない。
- ヘ) 無収縮モルタルの注入に先立ち、清掃状況、型わく設置などについて監督員の検査を受けなければならない。

（2）注入

- イ) 無収縮モルタルは、練り混ぜ後概ね20分以内に注入しなければならない。したがって注入箇所にできるだけ近い位置で練り混ぜるとともに、練り混ぜ量も注入量を十分考慮の上袋単位で決定しなければならない。
- ロ) 無収縮モルタルは必ず片側から注入し、反対側からモルタルがあふれるまで連続的に注入する。

第6編 共通工事

- ハ) 注入作業中、バイブレーターなどで無収縮モルタルに振動を与えたり、型わくを叩くなどの作業は絶対に避けなければならない。ただし、注入を補助するために針金などを挿入して軽く攪拌することは良いが過度にならぬように注意しなければならない。
- ニ) 注入作業は監督員立会のもとに行うものとする。
- ホ) 無収縮モルタル注入後、オーバーフローした余分なモルタルは取り除くものとする。

提出書類の様式

様式第1号	工事変更指示書	様-2
様式第2号	工事打合簿	様-3
様式第3号	工事材料確認願	様-4
様式第4号	工事材料検査願	様-5
様式第5号	工事材料使用届	様-6
様式第6号	工事施工立会（検査）願	様-7
様式第7号	発生材調書	様-9
様式第8号	工事災害通知書	様-10
様式第9号	スライド請求書	様-11
様式第10号	スライド額協議書	様-12
様式第10-1号	同意書	様-13
様式第11号	工期変更協議書	様-14
様式第12号	工期延長願	様-15
様式第13号	年度出来高計画書	様-16
様式第14号	年度出来高予定額修正計画書	様-17
様式第15号	工事出来形部分検査願	様-18
様式第16号	工事しゅん功・一部しゅん功届	様-19
様式第17号	部分使用同意書	様-20
様式第18号	工事中事故報告書	様-21
様式第19号	工程表（1）	様-22
様式第20号	工程表（2）	様-23
様式第21号		欠番
様式第22号	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	様-24
様式第23号	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	様-25
様式第24号	受領書	様-26
様式第25号	返還書	様-27
様式第26号	VE提案書	様-28
様式第27号	再資源化完了報告書	様-32
様式第28号	受渡書	様-33
※注 様式第29号	基準管理試験報告書 ワイヤロープ端末加工	様-34
※注 様式第30号	落下防止装置の設置記録	様-35
様式第31号	工事費構成内訳書の提出について	様-36
様式第32号	工事費構成内訳書	様-37
※注 様式第33号	無償修理保証書	様-38
※注 様式第34号	無償修理保証規約	様-39
様式第35号	情報取扱者名簿及び情報管理体制図	様-41

※注 電気通信工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書に適用する。

【印紙税法の課税対象となる書類については、関係法令を遵守の上、提出するものとする。】

工事変更指示書

No. _____

工事名	契約番号			
	指示年月日 年 月 日			
受注者	監督員			
殿	指示者 印			
標記工事について、下記のとおり契約書類の変更を指示する。 なお、本件は別途変更契約書を締結する。				
[変更内容]				
1. 変更の概要				
2. 数量の増減（概算）				
項目 番号	項目	単位	増減 数量	摘要
3. 請負代金額の変更協議の開始予定日 年 月 日				
以上による工期変更協議の 対象の有無		有 ・ 無 (変更日数の協議開始日 年 月 日)		
上記変更工事の工事変更指示書を、受領しました。				
(年月日) 年 月 日				
(受注者名) 現場代理人 印				

工事打合簿

工事名)

No.

発議者	☐ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 報告 ☐ その他 ()		

監督員	主任補助監督員	現場代理人
印	印	印

(注1) 別途様式が定められているものについては、その定めによるものとする。

(注2) 受領者は処理・回答欄に記載したうえで複写保管するとともに、正を発議者に返送するものとする。

_____ 殿

受注者
現場代理人 _____ 印

工事材料確認願

(工事名) _____

標記について、下記のとおり材料を使用したいので、確認願います。

記

品名	製造元	品質規格	使用概算 数量	備考

_____ 殿

受注者
現場代理人 _____ 印

工事材料検査願

(工事名) _____

標記について、下記の工事材料を検査願います。

記

品名	製造元	品質規格	数量	検査希望日時

上記の検査結果は以下のとおりです。

検査実施者の確認	品名	材料の合否	記事
		合 ・ 否	
		合 ・ 否	
		合 ・ 否	
		合 ・ 否	

(注) 2 枚複写とし、会社、受注者各 1 部を保管する。

_____ 殿

受注者
現場代理人 _____ 印

工事材料使用届

(工事名) _____

標記について、下記のとおり材料を使用しますので、提出します。

記

品名	製造元	品質規格	使用概算 数量	備考

殿

受注者

現場代理人

 印

工事施工立会（検査）願

(工事名)

標記工事について、下記の工事施工状況を立会（検査）願います。

記

工種	施工場所	立会（検査）希望日時

上記の立会（検査）結果は以下のとおりです。

立会（検査）実施者の確認	施工の合否	記事
	合 ・ 否	
	合 ・ 否	

(注) 正副2枚複写とする。

殿

受注者

現場代理人

 印

工事施工立会（検査）願

(工事名)

標記工事について、下記の工事施工状況を立会（検査）願います。

記

工種	施工場所	立会（検査）希望日時

主任補助監督員	補助監督員

上記の立会（検査）結果を以下のとおり報告します。

立会（検査）実施者の確認	施工の合否	記事
	合 ・ 否	
	合 ・ 否	

(注) 正副2枚複写とする。

殿

受注者

現場代理人

 印

発生材調書

(工事名)

標記について、下記のとおり報告します。

1. 工事場所
2. 発生（受領）年月日
3. 原因名及び原因発生年月日

品名	材質 (規格等)	概算数量	
		本数、m	k g
合計			

- (注) 1. 発生年月日は、工事を施行した日付を記入する。
2. 原因別に一葉ずつ作成する。

工事災害通知書

年 月 日

殿

受注者

現場代理人 印

(工事名)

件 名					
発生年月日	年 月 日 ～ 年 月 日				
連続雨量	mm (月 日 時 ～ 月 日 時)				
24 時間雨量	mm	1 時間雨量	mm	最大風速	m/s
そ の 他	(河川の洪水による災害の場合、洪水位、洪水流量、洪水継続時間等記入)				
災 害 内 容					
番号	測点	災害内容	概算数量	概算損害額	摘要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
添付書類	(位置図)、(写真) 出来れば災害前と対比したものとする。 (数量算出内訳)				

様式第9号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）

支社長（所長） 殿

（受注者

殿）

住所

会社名

代表者

印

（中日本高速道路株式会社 支社

支社長（所長）

印）

スライド請求書

（工事名）

標記工事について、工事請負契約書第26条第1項から第4項及び〇〇工事共通仕様書1.34の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 契約締結日 : 年 月 日
2. 工 期 : 自) 年 月 日
至) 年 月 日
3. 請負代金額 : ￥ 円
4. スライド額 : 積算数量が確定後、協議する。

（注）（ ）内は、当社から請求の場合を示す。

様式第10号

年 月 日

殿

受注者

現場代理人 印

スライド額協議書

(工事名)

標記工事について、スライド額見積方通知書（ 年 月 日付け）に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結日 : 年 月 日
2. 工 期 : 自) 年 月 日
至) 年 月 日
3. 請負代金額 : ￥ 円
4. 適用基準日 : 第1回目 年 月 日
第2回目 年 月 日
5. 適用基準日における出来高及び金額
: 第1回目 出来高 % 金額 ￥ 円
第2回目 出来高 % 金額 ￥ 円
6. スライド額 : ￥ 円

様式第10-1号

年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人 印

〇 〇^{注)} 同 意 書

(工事名)

年 月 日付け 号で協議のありました工事の一時中止に伴う増加費用の負担額^{注)} (スライド額、不可抗力による損害額、工期の変更日数) については同意します。

印紙税法
別表第1の
該当する
収入印紙

以 上

注) 協議のあった内容を記載すること。

様式第 1 1 号

年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人 印

工期変更協議書

(工事名)

年 月 日付け 号をもって通知のありました標記について、下記のとおり協議します。

記

1. 当初工期 年 月 日 から
年 月 日 まで

2. 延長工期 年 月 日 まで (延長日数 日)

(注) 変更工程表を添付すること。

様式第12号

年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人 印

工期延長請求書

(工事名)

標記について、工事請負契約書第22号の規定に基づき、下記のとおり工期の延長を請求します。

記

1. 当初工期 年 月 日 から
年 月 日 まで

2. 延長工期 年 月 日 まで (延長日数 日)

3. 延長理由

(注) 変更工程表を添付すること。

様式第 13 号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者 印

年度出来高計画書

（工事名）

標記工事について、下記のとおり年度出来高計画を作成しましたので提出します。

記

年度出来高計画

年度区分	年度出来高予定額	累計出来高予定額
年度		
年度		
計		

（注）月ごとの出来高計画を添付すること。

様式第 1 4 号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者 印

年度出来高予定額修正計画書

（工事名）

標記工事について、下記のとおり年度出来高修正計画を作成しましたので提出します。

記

年度出来高修正計画

年度区分	修正前 年度出来高予定額	前年度出来高に基づき修正さ れた出来高予定額
年度		
年度		
計		

（注）月ごとの出来高計画を添付すること。

様式第15号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者

印

工事出来形部分（第 回）検査願

（工事名）

標記工事について、工事出来形部分（第 回）払を請求したいので検査願います。

様式第16号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者

印

工事しゅん功・一部しゅん功届

（工事名）

（一部しゅん功部分）

標記工事を完成しましたので、工事しゅん功届（一部しゅん功届）を提出します。

様式第17号

年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人 印

部分使用同意書

(工事名)

年 月 日付け 号で協議のありました標記工事の部分使用に同意します。

様式第18号

年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人 印

工事中事故報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

1. 発生年月日

2. 発生場所

3. 死傷者等

分類 (一般公衆、 下請業者等)	氏名	性別	年齢	住所	所属 業者名	職種	経歴	死亡	重症	軽傷	物件そ 他の 損害

4. 事故に対する措置

5. 事故の状況及び原因

6. J Vの型式(甲型、乙型の別)

7. 添付書類(位置図、状況図、写真等)

工 程 表

工事名 _____

項目	年												備考
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

工 程 表

住所

会社名

代表者

(代理人)

工 事 名

工事箇所 (自)

(至)

年 月 日

項目	数量	年												年					摘要
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
全 体																			

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		受注者名	
項 目	評 価 内 容	備 考	
☐ 高度技術	☐ 施工規模		
工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力	☐ 構造物固有	既設施工と新設施工の機能拡充又は構造の拡充 運用中の既設設備や建物機能を確保しながらの施工	
	☐ 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用	
	☐ 自然・地盤条件	湧水、地化水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等	
	☐ 周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・併用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理	
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況(条件)の変化への対応	
	☐ その他		
☐ 創意工夫	☐ 準備・後片付け		
「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 施工関係	加工組立等の工夫 配線、配管等での工夫 施工方法の工夫、施工環境の改善 仮設計画の工夫、施工管理、品質管理の工夫	
	☐ 品質関係		
	☐ 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善、交通事故防止の工夫	
	☐ 施工管理関係		
	☐ その他		
☐ 社会性等地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

1. 該当する項目の□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式第 2 3 号

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式第24号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

受注者
現場代理人 印

受 領 書

（工事名）

下記のとおり受領いたしました。

1. 材料名
2. 数 量
3. 形状、寸法、規格
4. その他

様式第 2 5 号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

受注者
現場代理人 印

返 還 書

（工事名）

下記のとおり返還いたします。

1. 品 名
2. 数 量
3. 形状、寸法、規格
4. 貸与年月日
5. その他

上記については受領いたしました。

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 印

（注） 2 部提出し、 1 部受注者に返還する。

住所
会社名
代表者

工事件名　：		連絡者
契約番号　：		氏名
契約締結日：		TEL　　　　　FAX
V E 提案の概要 注）記入欄が不足する場合は、別紙追記。 なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするもの。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		
V E 提案の詳細 (1) 設計図書に定める内容と提案事項との対比及び提案理由（様式26-2 号） (2) 品質保証の証明（様式26-2） (3) V E 提案の実施方法に関する事項（様式26-2 号） (4) V E 提案による概算低減額及び算出根拠（様式26-3 号） (5) 関連工事との関係（様式26-4） (6) 工業所有権を含むV E 提案である場合、その取り扱いに関する事項（様式26-4 号） (7) その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（様式26-4 号） (8) その他詳細資料及び図面		

様式 26 - 2 号

番号	項目内容
----	------

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比	
[現状].....略図等	[提案].....略図等

(2) 提案理由

(3) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(4) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領、工程等を記入)

様式 26-3 号

VE提案による概算低減額及び算出根拠

番号	項目内容
----	------

[illegible]

様式 26 - 4 号

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 関連工事との関係

(2) 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(3) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

監督員 殿

受注者

現場代理人 印

再資源化完了報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり再資源化が完了したので報告します。

1. 再資源化の完了日 年 月 日
2. 再資源化した特定建設資材廃棄物の種類
3. 再資源化等を行った施設の名称及び所在地
4. 再資源化数量 (トン)
5. 再資源化に要した費用
6. 添付書類 (写真等の実施状況の記録)

(注-1) 項目2における特定建設資材廃棄物とは、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいう。

(注-2) 項目3について、現場内で再資源化を行った場合は、現場内に設置した再資源化施設の名称と主な稼動場所を記載する。

様式第28号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者 印

受渡書

（工事名）

標記について、しゅん功検査に合格しましたので、「登録内容確認書」の写しを添付して、お引き渡しします。

様式第 2 9 号

No.		日付	年 月 日	基準管理試験報告書 ワイヤロープ端末加工	
事務所名				路線名	
工事名				受注者名	
現場代理人				施工責任者	
試験場所				監督員	
試験年月日	年 月 日	天候		気温	℃～℃
ワイヤロープ本体					
製品メーカー				公称径(mm)	
規格破断荷重(kN) ①					
端末加工					
端末加工種類				製品メーカー	
加工場所				規格加工効率 (%) ②	
規格終局荷重 ③=①×②					
ワイヤロープ端末加工 引張試験 $T(T_g) =$ kN					
No.					
最大引張荷重 (kN) ④					
規格終局荷重 (kN) ③					
判定 ④≥③	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
(判定基準) 最大引張荷重の判定が、すべて合格であること。					

様式第 30 号

落下防止装置の設置記録

設置状況写真及び図面		
位置図		
施工範囲	(例：●●IC～●●IC, ○○橋等, ○○KP)	
対象物	(例：標識, 落下防護柵)	
施工数量		
施工完了年月日		
使用材料	(例：ワイヤロープ φ ●)	製造会社
	(例：シャックル)	製造会社
	(例：シンブル)	製造会社
施工会社		
現場代理人		
施工責任者		

様式第31号

年 月 日

中日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者

印

工事費構成内訳書の提出について

（工事名）

標記工事について、下記のとおり工事費構成内訳書を作成しましたので、提出します。

記

工事費構成内訳書 : 別紙のとおり

以上

工事費構成内訳書

(工事名)

工種・種別・細別	単位	数量	金 額	摘要
直接工事費合計金額	式	1		
共通仮設費（積上計上分）	式	1		
共通仮設費（率計上分）	式	1		
現場管理費	式	1		
一般管理費等	式	1		
工事価格対象額				
消費税及び地方消費税相当額	式	1		
請負対象額				
工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額				

※諸経費は、該当する項目のみ記載すること

※法定福利費の算出根拠を添付すること

〇〇設備 無償修理保証書

〇〇設備無償修理保証書（以下、「保証書」という。）は、受注者_____（以下「受注者」という。）が中日本高速道路株式会社発注の（工事名）_____（以下「本工事」という。）において納入した〇〇設備（以下「〇〇設備」という。）の保証者_____（以下「保証者」という。）が行う無償修理について次のとおり定めたものである。

保証者は、別添〇〇設備無償修理保証規約（以下「本規約」という。）に基づき保証を約するものとし、当該保証には、損害補償、営業補償及びかし担保を含まないものとする。

なお、保証期間は、本工事に係る工事請負契約書第 32 条第 4 項又は第 5 項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から〇〇年間とする。

部品供給保証期間：製造中止告知後、中止してから _____ 年間

年 月 日

受注者 住 所
氏 名 印

保証者 住 所
氏 名 印

【保証対象機器一覧表を添付すること】

〇〇設備 無償修理保証規約

第1条（無償修理保証規約の適用）

本規約は、〇〇設備の管理を所掌する保全・サービスセンター（以下「管理者」という。）が、保証者に故障対応を依頼する場合、又は管理者が別途契約している当該設備の保全管理業務（以下「施設保全管理業務」という。）の実施者を經由して製造者に故障対応を依頼する場合の基本条件を定めたものである。

第2条（定義）

この規約において保証書とは、本工事の受注者及び保証者が提出した〇〇設備無償修理保証書をいう。

2 この規約において故障とは、管理者が適正に使用したにもかかわらず、正常に作動しない状態をいう。

3 この規約において無償修理の保証内容とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 故障した〇〇設備の検査及び原因調査
- 二 第1条の結果に基づき、出荷時の機能・性能を維持することを目的とした新品部品又は機能・性能が同等に品質保証された再利用部品への交換等作業

第3条（保証手続）

管理者は、〇〇設備の無償修理保証期間（以下「保証期間」という。）内に故障が発生した場合には、無償修理保証の対象である旨を連絡のうえ、修理を依頼するものとする。この場合において、当該設備の保証書の控えを保証者まで送付するものとする。

第4条（保証期間内の修理）

保証者は、前条の依頼に基づき、速やかに第2条第3項第1号及び第2号を行うものとする。

ただし、保障に伴い必要となる交通規制費用については管理者の負担とする。

2 保証者は第2条第3項第1号の調査の結果について、修理の依頼を受けてから原則として1ヶ月以内に報告書を作成し、管理者に報告しなければならない。なお、報告が1ヶ月を超える場合は、あらかじめ管理者に報告時期の確認を得るものとする。

3 管理者は、修理期間中に代替の〇〇設備を必要とする場合、保証者に貸し出しを依頼することができるものとし、保証者はこれに協力するものとする。

4 保証者は、保証期間内においては、前3項の行為を無償で行うものとする。

5 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証期間内であっても有償とする。

- 一 無償修理保証である旨の連絡がない場合、又は当該設備の保証書の控えの送付がない場合
- 二 〇〇設備の引き渡し後に飛来物又は交通事故により破損した場合
- 三 管理者による使用上の誤り又は不当な改造若しくは修理による場合
- 四 火災、地震、落雷、風水害その他の天災地変又は〇〇設備以外からの異常電圧印加等の外部要因に起因する場合

様式第34号(2)

五 その他保証者の責に帰することができない事由により損傷等を受けたと管理者が認めた場合

第5条(見積り)

管理者が有償修理に係る見積金額の提出を保証者に依頼した場合、保証者は見積金額を管理者に提出するものとし、管理者と協議のうえ修理を行うものとする。

なお、管理者が別途契約をしている施設保全管理業務の実施者が見積金額の提出を依頼した場合についても同様とする。

2 保証者が管理者に提出した見積金額が修理の過程において差異を生じた場合、保証者は、見積金額を管理者に再度提出し、管理者と協議のうえ修理を行うものとする。

なお、管理者と協議が整わなかった場合は管理者による修理の依頼は中止されたものとし、管理者は〇〇設備の修理を中止するまでに要した費用を負担するものとする。

第6条(故障部品の取り扱い)

修理により取り外した部品等は、保証者が適正に廃棄処分を行うものとする。

以 上

監督員

殿

受注者

現場代理人 印

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

(工事名)

①情報取扱者名簿

		氏名	所属部署	役職
情報管理責任者※1	A			
情報取扱管理者※2	B			
	C			
業務従事者※3	D			
	E			
再委託先	F			
	G			

(注1) 情報取扱者は、本業務の履行のために最低限必要な範囲の者を記載すること。

(注2) 上記情報取扱者のうち、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告すること。

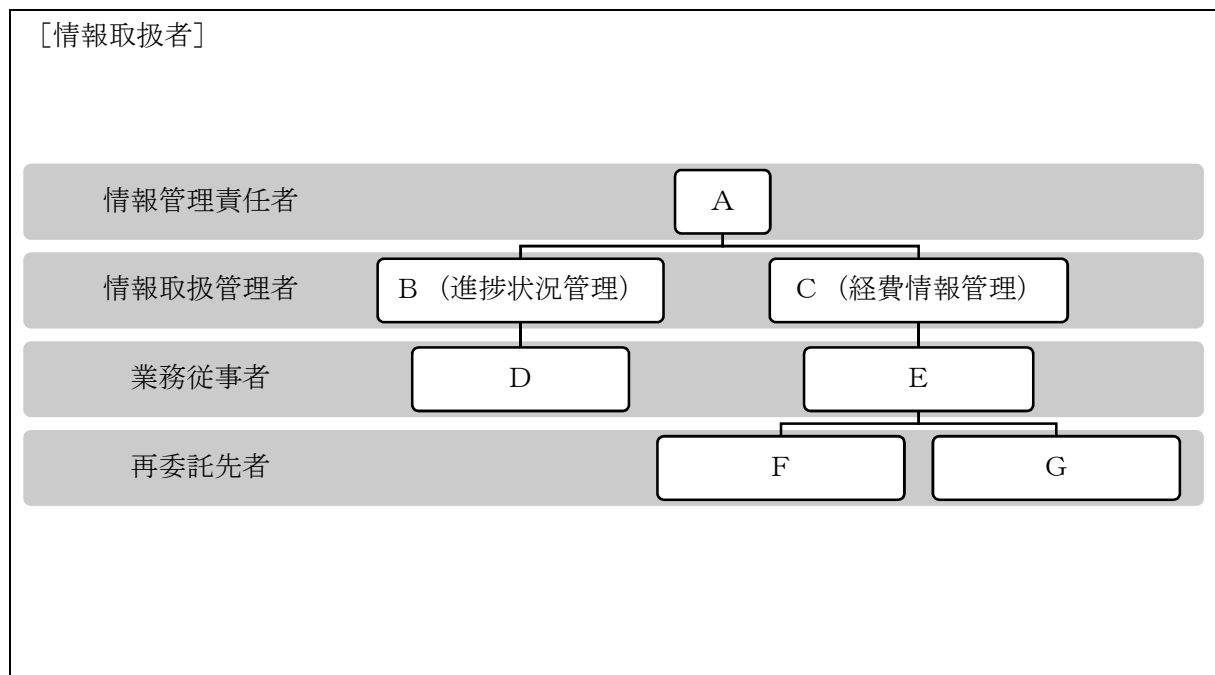
(※1) 本工事における情報の取扱いについて、すべての責任を有する者

(※2) 本工事の進捗状況等の管理を行う者であり、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者

(※3) 本工事で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者

②情報管理体制図

[記載例]



(注) 本業務の履行にあたり、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること。

[留意事項]

- ・ 情報管理に関する社内規則等を添付すること。
- ・ 別途提出している資料により必要な情報を確認できる場合には、当該資料により代用することができる。
- ・ 必要に応じて、本資料の内容を補完する目的で追加資料の提出を求める場合がある。

機械設備工事共通仕様書

令和2年4月

編 著 中日本高速道路株式会社